

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年8月27日

【事業年度】 第79期(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

【会社名】 前澤工業株式会社

【英訳名】 Maezawa Industries, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮 川 多 正

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目5番17号

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 —

【事務連絡者氏名】 —

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市仲町5番11号

【電話番号】 048(251)5511(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 吉 田 純

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月	令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月	令和7年5月
売上高 (百万円)	31,810	30,903	32,369	36,511	37,499
経常利益 (百万円)	3,378	3,164	3,345	4,993	4,768
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	2,489	2,142	2,630	3,531	3,077
包括利益 (百万円)	2,724	1,936	3,096	4,134	3,088
純資産額 (百万円)	20,795	21,977	24,635	27,895	29,919
総資産額 (百万円)	35,767	35,626	40,076	41,146	42,661
1株当たり純資産額 (円)	1,123.25	1,212.21	1,357.68	1,563.25	1,699.94
1株当たり当期純利益 (円)	133.12	117.54	145.01	196.65	174.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.1	61.7	61.5	67.8	70.1
自己資本利益率 (%)	12.6	10.0	11.3	13.4	10.6
株価収益率 (倍)	4.5	5.1	4.8	6.9	8.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,400	2,316	2,599	765	5,546
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	587	441	714	826	4,565
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	570	1,278	606	946	1,135
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	9,591	10,188	11,467	10,459	10,305
従業員数 (名)	1,002	1,021	1,021	1,046	1,048

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月	令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月	令和7年5月
売上高 (百万円)	22,870	21,918	23,384	26,501	26,741
経常利益 (百万円)	2,681	2,342	2,689	3,858	3,467
当期純利益 (百万円)	2,349	2,032	2,574	3,175	2,806
資本金 (百万円)	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233
発行済株式総数 (千株)	21,425	21,425	21,425	21,040	20,790
純資産額 (百万円)	18,995	20,066	22,668	25,573	27,325
総資産額 (百万円)	30,779	30,778	34,791	36,077	37,016
1株当たり純資産額 (円)	1,026.00	1,106.85	1,249.32	1,433.09	1,552.54
1株当たり配当額 (円)	20.00	24.00	28.00	36.00	48.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(8.00)	(12.00)	(12.00)	(14.00)	(18.00)
1株当たり当期純利益 (円)	125.62	111.52	141.92	176.81	159.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.7	65.2	65.2	70.9	73.8
自己資本利益率 (%)	13.1	10.4	12.0	13.2	10.6
株価収益率 (倍)	4.8	5.4	4.9	7.6	9.7
配当性向 (%)	15.9	21.5	19.7	20.6	30.9
従業員数 (名)	711	723	722	747	745
株主総利回り (%)	175.9	183.3	219.3	412.5	479.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(125.6)	(127.9)	(146.4)	(195.0)	(201.9)
最高株価 (円)	732	834	792	1,401	1,700
最低株価 (円)	326	570	585	692	1,091

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 2 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 3 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前については東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
- 4 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 令和7年5月期の1株当たり配当額48円00銭のうち、期末配当額30円00銭については、令和7年8月28日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

昭和12年 7 月	前澤慶治が東京都中央区銀座において昭和製作所を創立。上水道用諸機械器具の販売を開始。
昭和22年 9 月	資本金100万円の株式会社に改組し、前澤バルブ工業株式会社を東京都目黒区鷹番町に設立。 上水道用諸機械器具の製造販売を開始。
昭和25年10月	川口市に鋳造並びに加工機械設備を有した川口工場を建設し、バルブの一貫作業の製造を開始。
昭和29年11月	JIS表示許可工場として認可される。
昭和36年 4 月	幸手市に幸手工場を建設し、大・中口径異形管、門扉類の製造を開始。
昭和37年 9 月	特定建設業者として建設大臣より建設業登録の認可を受ける。
昭和42年10月	川口市東本郷に新郷工場を建設し、中・小口径仕切弁、消火栓の量産体制を完備。
昭和45年 7 月	ガイガー社(ドイツ)と技術提携し、各種上・下水処理機械の製造を開始。
昭和48年 4 月	業容拡大に伴い前澤工業株式会社(現在名)に社名変更。
昭和48年12月	上・下水処理機械の設計・施工の専門部門を開設。
昭和55年10月	製品類の高品質化を図るため、実流試験設備を備えた水理実験室を幸手工場に設置。
昭和56年 9 月	ボブロイター社(ドイツ)の粉体塗装技術を導入してソフトシール弁の製造販売を開始。
昭和60年 4 月	当社の100%出資子会社である前澤機工株式会社を設立。(現 連結子会社)
昭和61年 5 月	生産部門の効率化と拡充を図るため川口工場、新郷工場、幸手工場の三工場を幸手工場に統合して新たに埼玉製造所を発足、併せて川口工場は水処理本部として、新郷工場は配送センターとしてそれぞれ業務を開始。
昭和62年 2 月	社団法人日本証券業協会東京地区協会の店頭売買銘柄に新規登録。
平成 6 年 3 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成 7 年 1 月	地下水汚染浄化事業の専門部門を開設。
平成 8 年 6 月	子会社前澤機工株式会社が株式会社前澤エンジニアリングサービスへと商号変更。
平成 8 年 7 月	埼玉製造所においてISO9001認証取得。
平成 8 年11月	東京証券取引所市場第一部に指定。
平成10年 4 月	川口市にアクアテクノセンターを建設し、製販一体体制の拠点として業務を開始。
平成10年 6 月	産業廃水・廃液処理事業の専門部門を開設。
平成10年11月	水処理部門においてISO9001認証取得。
平成13年 5 月	分析技術の拡充を図るため、幸手市に中央研究所分析センターを建設。
平成15年 6 月	当社子会社である株式会社ウォータック北海道を設立。(現 非連結子会社)
平成16年12月	配送センター(川口市)を埼玉製造所に統合。
平成17年 4 月	ISO14001の認証を取得。
平成21年 5 月	本店所在地を現在地(東京都中央区新川)に、本社・本部機能を川口市に移転。
平成25年11月	バンコク駐在員事務所を開設。
令和 4 年 4 月	東京証券取引所スタンダード市場に移行。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社 1 社、非連結子会社 1 社、持分法非適用関連会社 2 社で構成され、上下水道用水処理機械設備・産業用水処理機械設備・有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

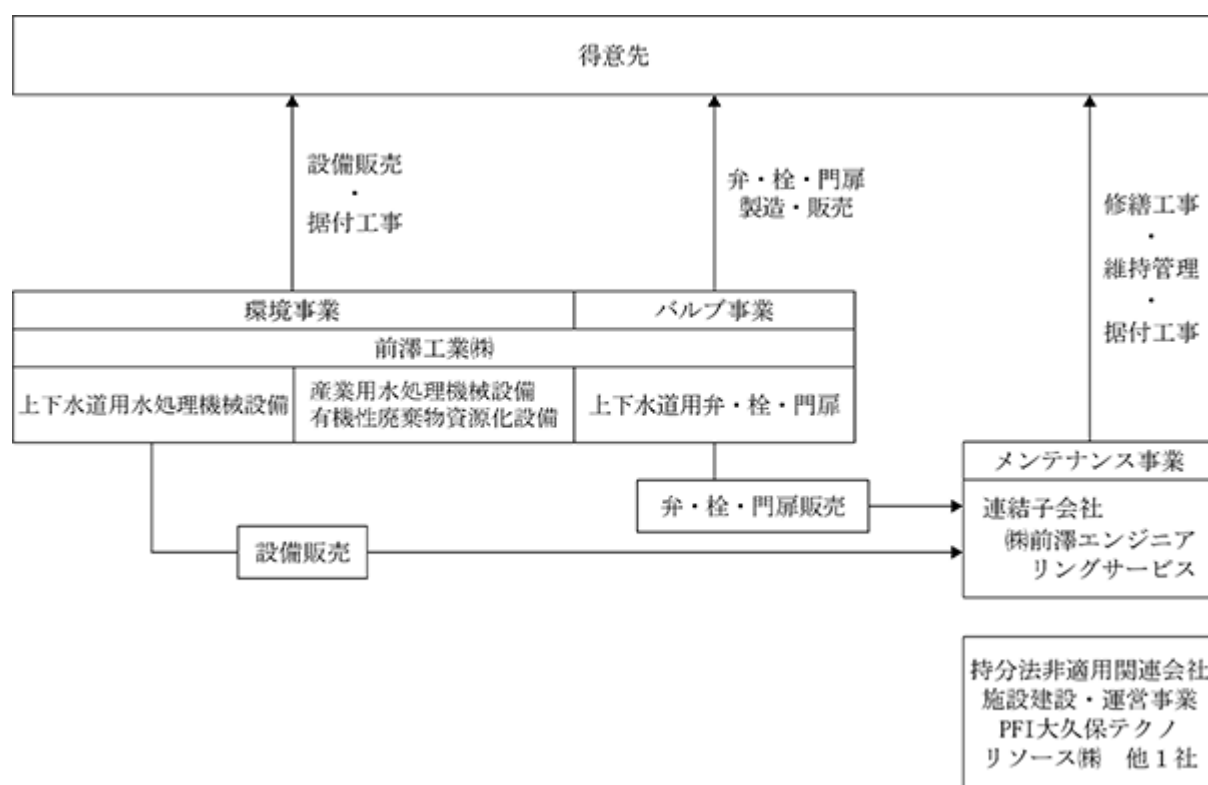
当社および当社の関係会社の事業についてセグメントとして区分し、次のとおり位置づけております。

㈱前澤エンジニアリングサービス（連結子会社）はメンテナンス事業を行っております。

また、持分法非適用関連会社は浄水場排水処理施設等整備・運営を行っております。

セグメント	事業内容
環境事業	上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業
パルプ事業	上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業
メンテナンス事業	上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等に関する事業

事業の系統図は次のとおりであります。



非連結子会社である㈱ウォータック北海道は、現在事業を休止しているため、記載しておりません。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱前澤エンジニアリング サービス (注) 4	埼玉県川口市	80	メンテナンス 事業	100.0	当社製品を販売しております。 なお、当社所有の建物を賃 貸しております。 役員の兼務...有

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2 有価証券届出書又は有価証券報告書は提出しておりません。
3 特定子会社に該当する会社はありません。
4 当該会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりま
す。

主要な損益情報等	売上高	12,594百万円
	経常利益	2,968 "
	当期純利益	1,935 "
	純資産額	2,690 "
	総資産額	7,046 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当連結会計年度末における従業員数は1,048名であります。

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社グループの事業は「環境事業」「パルプ事業」及び「メンテナンス事業」であります。同一の従業員
が複数の事業に従事する等、セグメント別に区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

令和7年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
745	45.7	17.2	6,410,649

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社の事業は「環境事業」及び「パルプ事業」であります。同一の従業員が複数の事業に従事する等、セ
グメント別に区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 関係会社に出向中の従業員は10名であります。これは上記従業員数には含まれておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、「JAM前澤工業労働組合(組合員数159人)」が組織されております。

なお労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

令和7年5月31日現在

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
8.8	70.0	82.4	76.6	90.0

連結子会社

令和7年5月31日現在

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％）（注1）	男性労働者の育児休業取得率（％）（注2）	労働者の男女の賃金の差異（％）（注1）		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.5	71.4	74.2	71.8	84.2

- （注）1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来85年余にわたり実績を積み上げてきた上下水道用水処理機械設備・産業用水処理機械設備・有機性廃棄物資源化設備などの製造・販売・修繕・維持管理・運営をもとに、“水”に関わる分野の社会資本整備に加え、再エネ・省エネによる社会への貢献に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいりました。

当社グループの主要事業である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や施設・設備の老朽化対策等、多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、脱炭素・資源循環型社会の実現に向けたエネルギー問題への対応、自然災害に対する防災・減災への対応等、当社グループが果たすべき役割はますます重要なものになっていると認識しております。

こうした状況の中、当社グループは社会・市場環境の変化を見据え、新たな価値の創出、持続的成長を図るために、「人と技術力で未来を拓く」をスローガンとした中期3ヵ年経営計画（令和6年度～令和8年度）を策定し、重点施策「成長戦略の推進」、「既存事業の収益力強化」、「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」に取り組んでおります。

（1）成長戦略の推進

再エネ・省エネ、官民連携、海外水インフラの分野において、成長戦略の推進を図ります。

- （ ）脱炭素社会実現に向けたバイオマス・省エネ技術の開発強化と事業展開
- （ ）官民連携への体制強化と事業の推進
- （ ）海外水インフラ市場における事業機会の創出

（2）既存事業の収益力強化

バルブ・環境・メンテナンス事業において、安定的な事業拡大とさらなる収益力強化を図ります。

- （ ）顧客ニーズに応える技術開発・提案力の強化
- （ ）製造プロセスの最適化と施工管理体制の強化
- （ ）顧客対応力強化によるメンテナンス事業の拡充

（3）企業価値向上に向けた経営基盤の強化

企業価値を高め、将来にわたって持続可能に成長していくため、経営基盤の強化を図ります。

- （ ）人的資本の充実と社員一人ひとりが活躍できる職場づくり
- （ ）持続的成長につながるDXの推進
- （ ）ガバナンス強化と環境に配慮した企業活動の推進

これらの着実な推進により水関連企業、さらに環境関連企業として国内外に貢献し、企業価値の向上を図ってまいります。

引き続き、世界的な金融引き締め、物価上昇、金融資本市場の変動の影響等にも一層留意する必要があると、当社グループを取り巻く事業環境も不透明な状況で推移することが予想されます。当社グループにおいては、日々変化する状況を注視し、これに応じた取り組みに努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」を経営理念とし、水に関わる環境に対する事業活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、課せられた社会的使命であると認識しております。

当社グループはこの社会的使命を果たすために、「環境：E」「社会：S」「ガバナンス：G」を軸とした事業活動により、企業価値の持続的な向上とサステナブルな社会の実現を推進するために、以下のサステナビリティ重点課題を設定し、関係部署により構成された会議体にて取り組んでおります。

安心安全な社会インフラの構築

環境保全への貢献

社会の一員として責任のある行動

(1) サステナビリティへの対応

ガバナンス

当社グループが持続的に成長し、長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として「マエザワCG基本方針」を定め、同基本方針に則り取り組んでおります。

リスク管理

当社グループは、経営危機に直面した時の対応について「リスク管理規程」を定め、同規程の趣旨に則り対応いたします。

(2) 気候変動への対応

ガバナンス

当社グループは、気候変動への対応に向け、引き続き関係部署により構成された会議体にて議論・検討を進めております。

戦略

当社グループは、TCFDの枠組みに則り、GHG排出量（Scope1、Scope2）の算出を継続して行っております。また、Scope1、Scope2の削減に向け、検討を進めてまいります。Scope3については、削減可能なカテゴリーの特定等、検討してまいります。

リスク管理

当社グループは、TCFDの枠組みに則り、気候変動が事業に与える影響について、4 シナリオと1.5～2 シナリオを用い、リスク・機会の整理・特定、対策を以下の通りとりまとめました。

		1.5～2 シナリオ	4 シナリオ
リスク	項目	電力費上昇、排出量規制の強化	自然災害のリスクの増大、夏場の作業効率低下
	対策	省電力化、排出量の少ない原材料への切り替え	BCPに基づく対応強化、デジタル技術等を活用した業務効率化
機会	項目	再エネ・省エネ型の設備に対する需要増	気候変動に伴う災害等における修繕・更新需要の高まり
	対策	再エネ・省エネ関連の技術開発の促進	予防保全対応や顧客ニーズをとらえた、更新提案の推進

指標及び目標

当社グループは、TCFDの枠組みに則り、GHG排出量（Scope1、Scope2）を指標とし、平成25年度（2013年度）比で既に70%の削減を達成しております。2050年におけるScope1、Scope2排出量実質ゼロを目標とします。

また、当社グループのGHG排出量（Scope1、Scope2）については以下の通りであります。

	平成25年度 （2013年度） （t-CO2）	令和3年度 （2021年度） （t-CO2）	令和4年度 （2022年度） （t-CO2）	令和5年度 （2023年度） （t-CO2）	2013年度→ 2023年度 削減率（%）
Scope1 + Scope2	5,303	4,650	1,610	1,595	70
Scope1	1,535	1,375	1,262	1,258	18
Scope2	3,768	3,275	348	336	91

Scope2は、「マーケット基準」を適用。

マーケット基準：電力を購入している契約内容を反映して算定する方法。

再エネ電力や低炭素電力メニューを反映することが可能。

当社は所有する施設（埼玉製造所・本社・社員寮）において、令和4年度より東京電力エナジーパートナー株式会社が提供する「グリーンベーシックプラン」を導入し、当該施設での電気使用によるGHG排出量はマーケット基準において実質ゼロとなっております。

このため、令和4年度以降、Scope2排出量は大幅な削減となっております。

(3) 人的資本・多様性への対応

戦略

当社グループは、人的資本への投資が持続的成長を支える原動力であると認識しており、企業価値の向上に資する人材の育成と確保を重要な経営課題と位置づけております。

多様性確保に向けた人材目標および人事ポリシー、教育体系に基づき、従来から講じてきた育成・人事制度の充実や働きやすい職場環境の整備に加え、組織・人事制度の変革に取り組むことで、従業員一人ひとりが主体的に挑戦し続ける風土を醸成し、企業価値の向上を継続できる組織を目指してまいります。

イ HRM推進部の新設

上記戦略を推進するため、令和7年4月に「HRM推進部」を新設しました。同部は人事部と連携し、人材の確保に向けた戦略の立案・推進や、従業員の継続的な成長を支援する体系的な育成・教育プログラムの構築、多様性を活かした組織力の強化、働き方改革・ワークライフバランスの推進など、中長期的な課題に取り組んでまいります。

ロ 従業員のキャリア形成支援

- 自己申告制度の運営とキャリア面談の実施
- 年代・資格に応じたキャリア研修の実施
- 外部専門家によるキャリア相談室の設置

ハ DX人材の育成

DX推進を担う人材に対してデジタル技術を活用した課題解決研修やスキル習得研修を実施するとともに、全社員を対象にITリテラシー向上のための研修を実施しております。

ニ 女性の採用

多様な人材の活躍が企業の持続的成長に不可欠との認識のもと、特に女性の活躍推進に取り組んでおります。

働きやすい職場環境の整備やキャリア形成支援制度などの施策の充実により、中長期的な女性社員比率と女性管理職比率の向上を目指し、積極的に女性採用を行っております。

ホ 仕事と家庭の両立支援

従業員一人ひとりがライフステージに応じて安心して働き続けられる環境づくりを重視しております。育児・介護と仕事の両立を支援するため、短時間勤務や時差出勤、各種休暇制度などの柔軟な働き方に対応した制度を整備し、社内への周知と利用促進を進めております。

へ 健康経営の推進

従業員の心身の健康を企業の持続的成長の基盤と位置づけ、健康経営に取り組んでおります。

- a. 健康診断受診の徹底および保健指導による生活習慣病の早期発見・予防
- b. ストレスチェックの実施、外部相談窓口の設置、管理職向け研修の実施によるメンタル不調の未然防止
- c. 長時間勤務者への体調セルフチェックの実施による、健康リスクの早期把握と対応
- d. ノー残業デーの実施、有給休暇取得の促進、時間単位の有給休暇制度の導入による、柔軟な働き方の支援

ト 奨学金返還支援制度の導入

若手社員の経済的・心理的負担を軽減し、安心して業務に専念できる環境を整えるとともに、優秀な人材の確保と定着を目的として、「奨学金返還支援制度」を導入しました。

指標及び目標

上記戦略の実現に向け、次の指標を用いております。当該指標に対する当社（提出会社）の目標および実績は次のとおりであります。

指標	目標	実績 (当事業年度)
新入社員女性採用比率	30%以上	22.2%
男性育児休業取得率	70%以上	70.0%
有給休暇取得率	65%以上	71.8%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場環境の変動

当社グループの事業は、公共事業が占める割合が高いため、国および地方公共団体の予期せぬ政策転換や財政状態の悪化による公共事業予算の削減ならびにコスト縮減や、予算の執行状況により、業績に影響を受ける可能性があります。

(2) 資機材価格の急激な変動

資機材価格が急激に高騰し、それを販売価格に反映させることが困難な場合には、業績に影響を受ける可能性があります。

(3) 退職給付費用及び債務

年金資産の時価の変動や運用利回りの状況、割引率等の退職給付債務算定に用いる前提に変更があった場合には、業績に影響を受ける可能性があります。特に、数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括費用処理しているため、毎年、業績に影響を与えます。

上記リスクに対して、当社グループの年金資産の運用に関しては安全性を重視しております。また、運用機関による運用実績等を適切にモニタリング・評価を実施すべく、経営企画、財務、人事部門で構成する「前澤グループ企業年金運営委員会」を設置し、四半期ごとに運用機関各社の運用状況を確認しております。

(4) 業績の下期偏重による季節的な変動

当社グループの売上高は、下半期に完成する工事あるいは進捗度合が増す工事の割合が大きいため、上半期と下半期の売上高との間に、著しい相違があります。最近2連結会計年度の上半期及び下半期の実績は、下記のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)			当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)		
	上半期 (百万円)	下半期 (百万円)	通期 (百万円)	上半期 (百万円)	下半期 (百万円)	通期 (百万円)
売上高 (構成比)	12,446 (34.1%)	24,064 (65.9%)	36,511 (100.0%)	13,982 (37.3%)	23,516 (62.7%)	37,499 (100.0%)
営業利益	390	4,485	4,875	499	4,154	4,654

(5) 自然災害等の大規模災害および感染症等による被害

地震、津波、台風等の自然災害や火災等の事故、通信ネットワークを含む情報システムの停止等および感染症が発生し、当社グループの事業活動が停滞または停止するような被害を受けた場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかに回復している一方、物価上昇、金融資本市場の変動、米国の通商政策の動向が及ぼす影響等についても注視する必要がある、先行きの不透明さを抱えての推移となりました。

このような環境のもとで当社グループは、新市場および既存市場における受注の確保、拡大に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は40,678百万円（前期比4.8%増）、売上高は37,499百万円（前期比2.7%増）となりました。

損益につきましては、原価低減に努め、経常利益は4,768百万円（前期比4.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,077百万円（前期比12.8%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績を示すと次のとおりであります。

〔環境事業〕

環境事業につきましては、老朽化した施設の更新・再構築等にかかる需要に主眼をおいて、それらにかかる水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、産業廃水処理および有機性廃棄物資源化等の需要に対しソリューション営業を展開し、事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は厳しい事業環境の中、提案営業の推進、各業務工程における管理強化に取り組み、受注高は15,727百万円（前期比4.4%増）、売上高は13,719百万円（前期比8.9%増）、セグメント利益は575百万円（前期比34.3%増）となりました。

〔バルブ事業〕

バルブ事業につきましては、浄水場、配水池、配水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場等の整備、更新、耐震化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中、提案営業の推進、生産の効率化に取り組み、受注高は12,776百万円（前期比7.5%増）、売上高は11,214百万円（前期比9.0%減）、セグメント利益は977百万円（前期比48.0%減）となりました。

〔メンテナンス事業〕

メンテナンス事業につきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業等の各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。

当連結会計年度は、施設老朽化に伴う更新・長寿命化のニーズへの対応に取り組み、受注高は12,174百万円（前期比2.7%増）、売上高は12,566百万円（前期比8.5%増）、セグメント利益は2,972百万円（前期比22.1%増）となりました。

財政状態の状況

イ 資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,515百万円増加し、42,661百万円となりました。流動資産は562百万円増加し29,903百万円、固定資産は953百万円増加し12,757百万円となりました。主な増減項目といたしましては、有価証券が2,995百万円、建設仮勘定が566百万円増加し、受取手形、売掛金及び契約資産が1,439百万円、電子記録債権が1,084百万円減少いたしました。

ロ 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ508百万円減少し、12,742百万円となりました。流動負債は909百万円減少し10,171百万円、固定負債は400百万円増加し2,570百万円となりました。主な増減項目といたしましては、支払手形及び買掛金が973百万円、1年内返済予定の長期借入金が186百万円減少し、未払法人税等が401百万円、未払金が367百万円増加いたしました。

ハ 純資産

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,023百万円増加し、29,919百万円となりました。主な増減項目といたしましては、利益剰余金が2,331百万円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ153百万円減少し、10,305百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、プラス5,546百万円（前連結会計年度プラス765百万円）となりました。税金等調整前当期純利益4,582百万円、売上債権の減少2,524百万円などの資金増加項目が、仕入債務の減少1,167百万円、法人税等の支払額1,084百万円などの資金減少項目を上回ったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出2,995百万円、有形固定資産の取得による支出1,164百万円などがあり、マイナス4,565百万円（前連結会計年度マイナス826百万円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金による収入900百万円などがあったものの、長期借入金の返済による支出886百万円、配当金の支払額725百万円などがあり、マイナス1,135百万円（前連結会計年度マイナス946百万円）となりました。

生産、受注及び販売の状況

イ 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	
	生産高(百万円)	前年同期比(%)
環境事業	13,840	17.3
パルプ事業	12,008	5.6
メンテナンス事業	12,452	10.5
合計	38,301	7.0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は販売価格により表示しております。

□ 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)			
	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
環境事業	15,727	4.4	22,317	9.9
パルプ事業	12,776	7.5	6,587	31.3
メンテナンス事業	12,174	2.7	3,192	10.9
合計	40,678	4.8	32,097	11.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

ハ 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	
	売上高(百万円)	前年同期比(%)
環境事業	13,719	8.9
パルプ事業	11,214	9.0
メンテナンス事業	12,566	8.5
合計	37,499	2.7

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載されているとおりであります。

また、経営成績に影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載されているとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要の主なものは、原材料費、外注費、労務費、販売費及び一般管理費等に係る運転資金と、パルプ類の製造に係る木型・金型の更新、生産設備の更新並びにシステム投資等の設備投資資金であります。また、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えており、配当につきましては、中長期的な配当性向の目安を30%としており、当該年度および今後の業績、財務状況等を勘案し、継続的にかつ安定的に配当を行いたいと考えております。

当社グループの事業は、公共事業が占める割合が高く、下半期に完成する工事あるいは進捗割合が増す工事の割合が多いため、資金繰りに季節的変動があります。

これらの資金需要に対応し、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保するために、自己資金に加え、必要に応じて金融機関からの短期借入、長期借入を実施することとしております。

5 【重要な契約等】

(1) 主要な技術導入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
前澤工業株式会社 (当社)	イクソム社	オーストラリア	MIEX®樹脂処理技術	特許及びノウハウに基づく製造販売について日本での独占ライセンス	令和5年7月より 令和8年7月まで
〃	ランドストリー社	オランダ	OD用縦軸攪拌機	ノウハウに基づく製造販売について日本での独占ライセンスと外国での条件付ライセンス	令和6年11月より 令和7年11月まで

(注) イクソム社については、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払う契約を含んでおります。

6 【研究開発活動】

当社グループの当連結会計年度における研究開発費の総額は423百万円であり、生活環境分野で使用される水処理装置及び機器メーカーとして、社会に貢献する製品やシステムの開発を進めております。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

(1) 環境事業

上水道分野では今後増加する浄水場の更新に適する製品やシステムの開発を行っており、令和6年度には急速ろ過設備においてろ材の支持やろ過水の集水のために設置される下部集水装置を開発し、販売を開始しております。この装置は連結部がない一体構造で施工性がよく、低損失で洗浄時の均一性が高いといった特徴を有しております。また、近年取り組んでいるAI技術の開発に関しましては、浄水場で保有しているかび臭物質等のデータを使用し、精度の高いかび臭予測モデルを構築させることができるようになり、この技術が国土交通省の上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Crossプロジェクト）に採択されました。さらに、現在社会問題になっている有機フッ素化合物（PFAS）に関しましては、一般的に有効な除去方法である活性炭処理法において共存する有機物がPFAS除去に影響を与えることを確認しており、今後当社が保有する常磁性イオン交換樹脂と組合せた活性炭処理法も引き続き検討してまいります。

下水道分野では下水処理場の脱炭素化に向けた開発を進めております。令和4年度から埼玉県新河岸川水循環センターで行っていた国土交通省のB-DASHプロジェクト「深槽曝気システムにおける省エネ型改築技術」は令和6年度で委託研究は終了しました。省エネルギーやコスト削減効果などの大きな成果を得ることができ、今後は本技術の普及拡大を目指すとともにさらなる脱炭素化への研究を継続してまいります。

下水汚泥を資源としたバイオマスの分野では、民需事業での家畜糞尿や食品残渣のエネルギー化技術を活用して、埼玉県から「下水汚泥堆肥試作業務委託」を受託し、下水汚泥の堆肥化に関する調査及び試験を開始しております。今後も脱炭素あるいは資源循環型に寄与する製品やシステムの実現に向けて、堆肥化技術のほかバイオガス関連の技術も含め実用化の検討を行ってまいります。

水質試験分野においては、令和6年度に水道法第20条に基づく登録水質検査機関の更新を行うことができっております。今後も信頼性の高い分析を進めてまいります。水質試験は水処理システムの開発のためには重要な位置づけでもあり、今後も精度管理を徹底しながら、新たな分析手法・項目にも挑戦してまいります。

このセグメントの研究開発費は333百万円であります。

(2) バルブ事業

バルブ事業では、引き続き「持続可能な上下水道」および「次世代水道・新世代下水道」をキーワードにバルブ・ゲート関連の開発を行っております。

管路における流体解析の精度を向上させ、より耐久性の高い製品の開発を目指しております。また、近年上下水道施設の浸水対策が課題となっていることから、バルブ・ゲート設備の耐水化について研究開発を行っております。

その他に、環境負荷低減に向けたコア技術の確立と、管路の耐震化に寄与する製品開発に取り組んでおります。

このセグメントの研究開発費は88百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において総額1,688百万円（無形固定資産を含む）の設備投資を実施しました。

セグメント別の主な設備投資は、パルプ事業において、埼玉製造所2号棟の建替および関連する生産設備の更新606百万円、木型・金型の更新147百万円を実施しました。また、全社共通（当社）において、基幹システムのマイグレーション287百万円を実施しました。

当連結会計年度において、生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
アクアテクノセンター (埼玉県川口市)	環境事業 パルプ事業 全社	設計、工事、 販売統括設備	605	84	48 (5,605)	335	1,075	276
埼玉製造所 (埼玉県幸手市)	パルプ事業	弁栓、門扉、機 械装置製造設備	1,054	994	3,295 (92,011) [961]	317	5,661	282
環境R & D推進室 (埼玉県川口市、幸手 市)	環境事業	研究開発	97	0	—	38	135	26
営業店・営業所								
本店・東京支店 (東京都中央区)	全社	販売設備	1	—	—	2	4	26
大阪支店 (大阪市淀川区)	全社	販売設備	0	—	—	1	2	34
名古屋支店 (名古屋市中区)	全社	販売設備	1	—	—	0	1	10
東北支店他6事業所 (宮城県仙台市他)	全社	販売設備	9	—	—	5	15	91
厚生施設 (埼玉県上尾市)	全社	その他の設備	50	—	215 (1,435)	0	267	—
その他 (栃木県那須町他)	環境事業 全社	その他の設備	0	0	6 (3,657)	0	7	—

(注) 1 上記金額は有形固定資産の帳簿価額であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3 上記中土地欄の[外書]は、連結会社以外からの賃借設備[面積㎡]であります。

4 環境R & D推進室の土地・建物は一部を除き、アクアテクノセンター及び埼玉製造所に含まれております。

(2) 国内子会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)前澤エンジニア リングサービス (埼玉県川口市他)	メンテナンス 事業	設計、工事、 販売統括、販売 設備	6	—	—	12	18	303

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

令和7年5月31日現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりです。

(提出会社)

事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
埼玉製造所 (埼玉県幸手市)	2号棟建替および関連する生産設備更新 (パルプ事業)	2,511	606	自己資金	令和6年8月	令和9年5月

(2) 重要な設備の除却等

更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和7年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和7年8月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	20,790,248	20,790,248	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株で あります。
計	20,790,248	20,790,248	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和5年12月8日	385,300	21,040,248	—	5,233	—	4,794
令和6年9月10日	250,000	20,790,248	—	5,233	—	4,794

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

令和7年5月31日現在

令和7年3月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	14	16	95	96	11	6,848	7,080	—
所有株式数 (単元)	—	22,820	4,125	57,691	18,112	183	104,642	207,573	32,948
所有株式数 の割合(%)	—	10.99	1.98	27.79	8.72	0.08	50.41	100.00	—

(注) 1 自己株式2,702,197株は「個人その他」の欄に27,021単元及び「単元未満株式の状況」の欄に97株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和7年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人前澤育英財団	東京都中央区新川1丁目5番17号	1,287	7.11
前澤化成工業株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10号	1,229	6.79
前澤工業取引先持株会	埼玉県川口市仲町5番11号	1,222	6.76
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2丁目14番4号	1,198	6.62
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	721	3.98
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	668	3.69
株式会社大成機工インターナショナル	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号2700	641	3.54
重田 康光	東京都港区	601	3.32
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	487	2.69
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	459	2.53
計	—	8,518	47.09

(注) 上記のほか、自己株式が2,702千株あります。なお、自己株式には「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式487千株は含まれておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和7年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,702,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,055,200	180,552	—
単元未満株式	普通株式 32,948	—	—
発行済株式総数	20,790,248	—	—
総株主の議決権	—	180,522	—

- (注) 1 単元未満株式には当社所有の自己株式97株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、500株(議決権5個)含まれております。
3 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式487,516株(議決権の数4,875個)が含まれております。なお、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として信託が保有する当社株式に係る議決権の数4,261個は、議決権不行使となっております。

【自己株式等】

令和7年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 前澤工業株式会社	東京都中央区新川 1丁目5番17号	2,702,100	—	2,702,100	13.00
計	—	2,702,100	—	2,702,100	13.00

(注) 「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式487,516株は、上表の自己株式等には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。)(以下、総称して「対象役員」といいます。)の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものです。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社および当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

株式給付信託(BBT)に取得させる予定の株式の総数

当連結会計年度末における当社株式の株式数は、426,124株となります。

株式給付信託（BBT）による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該受益者に付与されたポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、令和6年7月11日開催の取締役会決議に基づき、令和6年10月31日より、対象役員と従業員が一丸となって株主の皆様と同じ目線に立ち、企業の持続的な成長に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要

本制度は、一定の要件を満たした当社および子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して、当社および子会社が定めた「従業員株式給付規程」に基づき、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社および子会社は、従業員に対し職位および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受益権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

株式給付信託（J-ESOP）に取得させる予定の株式の総数

当連結会計年度末における当社株式の株式数は、61,392株となります。

株式給付信託（J-ESOP）による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

「従業員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(令和6年7月11日)での決議状況 (取得期間 令和6年7月19日～令和6年11月22日)	250,000	400
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	250,000	342
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	128	0
当期間における取得自己株式	56	0

(注) 当期間における取得自己株式には令和7年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	161,491	84	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	250,000	130	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	2,702,197	—	2,702,253	—

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、令和7年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数及び単元未満買取りによる株式数は含まれておりません。

2 「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式487,516株は、上表の自己株式等には含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

配当につきましては、中長期的な配当性向の目安を30%としておりますが、当該年度および今後の業績、財務状況等を勘案し、継続的かつ安定的に配当を行いたいと考えております。

当期の期末配当金につきましては、上記基本方針に基づき、1株当たり30円を令和7年8月28日開催予定の定時株主総会で決議する予定であります。既に中間配当金として1株当たり18円の配当を実施いたしておりますので、これにより、年間で1株当たり48円となる予定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の充実ならびに将来の事業展開に活用し、将来的な収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当および期末配当の年2回を基本としておりますが、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和7年1月10日 取締役会決議	325	18
令和7年8月28日 定時株主総会決議（予定）	542	30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」を経営理念とし、持続的な事業発展による企業価値の向上を図り、企業としての社会的使命を果たすことをめざしております。

当社グループの持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・取締役会および監査役、監査役会は、戦略的な方向付けを行うこと、適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと、客観的な立場から実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たす。
- ・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

企業統治の体制の概要

イ 取締役会

取締役会は、社外取締役 3 名を含む 8 名で構成され、毎月 1 回定例にて開催されるほか必要に応じて随時開催しており、法令もしくは定款に定められた事項、経営に関する重要な事項など経営上の意思決定を行っております。なお、原則として監査役 4 名が取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下、取締役の職務執行の監督を行っております。

構成員：宮川多正（議長、代表取締役社長）、神田礼司（専務取締役）、濱野茂樹（常務取締役）、手塚正三（常務取締役）、瀬尾比良久（取締役）、園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、笠松重保（社外取締役）

当社は、令和 7 年 8 月 28 日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役 9 名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は 9 名（うち社外取締役 3 名）となり、構成員は下記のとおりとなります。

構成員：宮川多正（議長、代表取締役社長）、神田礼司（専務取締役）、濱野茂樹（常務取締役）、手塚正三（常務取締役）、瀬尾比良久（取締役）、海野隆輝（取締役）、園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、笠松重保（社外取締役）

ロ 監査役会

当社では監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役 3 名を含む監査役 4 名で構成され、毎月 1 回定例にて開催されるほか必要に応じて随時開催しており、監査役は監査役会で定めた監査の方針や職務の分担等に従い、取締役の職務執行の監査を実施しております。また、独立的な立場や専門的な見地から監査を実施することにより、監査の充実が図られております。さらに、監査役会、社内監査部門および会計監査人の三者は、定期的に情報交換や意見交換などの連携を図っており、それぞれの監査の実効性を確保しております。

構成員：井上照孝（議長、常勤監査役）、御山義明（社外監査役）、金塚厚樹（社外監査役）、増田文香（社外監査役）

ハ 指名・報酬諮問委員会

取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しております。

・指名諮問委員会

構成員：園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、笠松重保（社外取締役）、宮川多正（代表取締役社長）、神田礼司（専務取締役）

・報酬諮問委員会

構成員：園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、笠松重保（社外取締役）、宮川多正（代表取締役社長）、神田礼司（専務取締役）

当社は、令和7年8月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」を提案しておりますが、当該議案が承認可決された場合の状況も同様です。

二 独立社外役員会議

当社の独立社外役員が取締役会および監査役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換・認識共有をすることを目的として、独立社外役員会議を設置しております。

構成員：園山佐和子（社外取締役）、細田隆（社外取締役）、笠松重保（社外取締役）、御山義明（社外監査役）、金塚厚樹（社外監査役）、増田文香（社外監査役）

当社は、令和7年8月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」を提案しておりますが、当該議案が承認可決された場合の状況も同様です。

ホ 執行役員制度

経営上の意思決定、業務執行の監督と業務執行を分離し、経営のスリム化、業務執行の強化と責任の明確化を実現するために、執行役員制度を導入しております。

ヘ 経営会議

法令により取締役会における決議事項とすることが定められている事項、ならびに重要性および性質等により取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項の取締役会への上程の決定、および取締役会において定めた決裁基準により代表取締役社長ら業務執行取締役に委任されている個別具体的な業務執行を決定することを目的として、経営会議を設置しております。

構成員：宮川多正（議長、代表取締役社長）、神田礼司（専務取締役）、濱野茂樹（常務取締役）、手塚正三（常務取締役）

当社は、令和7年8月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」を提案しておりますが、当該議案が承認可決された場合の状況も同様です。

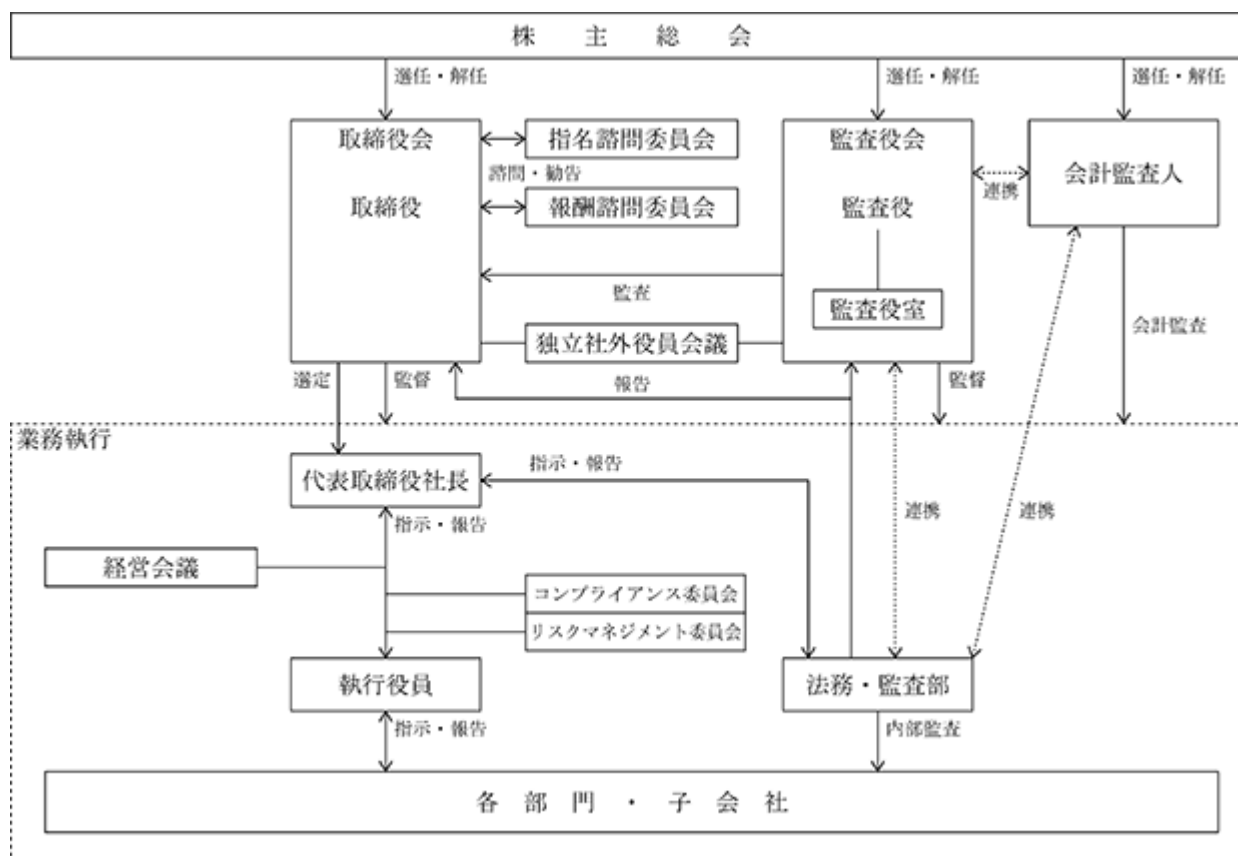
ト コンプライアンス委員会

社内遵法体制推進の最高機関として、当社活動の法令との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、役職員への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等にあたるためコンプライアンス委員会を設置しております。

チ リスクマネジメント委員会

社内リスクマネジメント体制推進の最高機関として、危機管理に関する事項を分掌業務とする法務監査部が職制により把握した事案をはじめ、リスク管理規程記載の事業リスクを合理的かつ最適な方法で管理するためリスクマネジメント委員会を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下記のとおりです。



当該企業統治体制を採用する理由

当社は、意思決定の透明性・公正性を確保するため、監査役会設置会社を採用しております。監査役4名のうち3名を社外監査役としており、独立的な立場や専門的な見地から監査を実施することにより、監査の充実を図っております。また、取締役のうち3名を社外取締役とすることにより、取締役会による業務執行の監督の強化を図っております。

当社にとりまして、本コーポレート・ガバナンス体制が有効であると考えております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役および監査役の出席状況は次のとおりであります。（令和6年6月1日から令和7年5月31日に在籍しております取締役および監査役の状況を記載しております。）

役職	氏名	開催回数	出席回数	備考
代表取締役社長	宮川多正	15回	15回	
専務取締役	神田礼司	15回	15回	
常務取締役	濱野茂樹	15回	15回	
常務取締役	手塚正三	15回	15回	
取締役	瀬尾比良久	15回	15回	
社外取締役	園山佐和子	15回	15回	
社外取締役	細田 隆	15回	15回	
社外取締役	笠松重保	15回	15回	
常勤監査役	井上照孝	15回	15回	
社外監査役	御山義明	15回	15回	
社外監査役	金塚厚樹	15回	15回	
社外監査役	増田文香	11回	11回	令和6年8月29日就任
（社外監査役）	武内正一	4回	4回	令和6年8月29日退任

- （注）1．役職は令和7年5月31日現在のものです。退任者については退任時の役職を記載しております。
- 2．増田文香氏は、令和6年8月29日開催の第78回定時株主総会において新たに監査役に選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
- 3．武内正一氏は、令和6年8月29日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任したため、退任前に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な内容は、株主総会に関する事項、取締役に関する事項、決算・予算等財務関連事項、組織・重要な人事関連事項等の決議、財務状況および重要な職務執行状況、内部統制および内部監査等の報告・審議であります。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針は以下のとおりであります。

（１）内部統制システムに係る基本方針

当社および子会社から成る企業集団は、業務の適正と効率を確保するために必要な体制(以下、内部統制システムという)が適正に整備、運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、会社法、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所が定める上場ルール、ならびに企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等に基づき、以下のとおり、内部統制システムに係る基本方針を定め、この方針の下で同システムの整備、運用を図っております。

当社および子会社から成る企業集団は、社会経済情勢その他環境の変化に応じて適時適切に見直しを行い、その充実を図ってまいります。

１．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

（ア）当社は、取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。

当社は、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、代表取締役社長および役付取締役、社外の弁護士を以って社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに当社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）に、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（イ）当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施させ、その結果を代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（ウ）当社は、取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて代表取締役社長および取締役に報告させ、あわせて遅滞なく監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（エ）当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

（オ）監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを管理する。

なお、保存中の当該情報は閲覧謄写可能な状態を維持する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

（ア）当社は、当社の業務執行に係るリスクに係る合理的な管理体制として、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程とするリスクマネジメント委員会を設置する。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する。

(イ) 当社は、経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザリーチームと連携し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

(ア) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、その過程を経て取締役会に対し当該事項を議案として上程する。

取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、取締役会では、定期的に取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ) 当社は、取締役会の決定事項について、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に執行を図る。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

5-1．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告する。

5-2．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会に、子会社の業務執行に係るリスクを含めた、合理的なリスク管理体制としての機能を持たせ、企業価値の向上、事業の持続性に資する体制を構築する。

(イ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザリーチームと連携し、迅速な対応を行い、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

5-3．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社が子会社の取締役会規程に基づき、子会社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することを以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得る。この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ) 当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行う。

5-4．子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、子会社の取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。

当社は、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社取締役全員を以って構成する社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに子会社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重

視する企業風土を醸成する。

当社は、法務・監査部（法務担当）に、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（イ）当社は、内部監査規程に基づき、法務・監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施させ、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（ウ）当社は、子会社の取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて当社代表取締役社長および当社監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

（エ）当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

（オ）当社および子会社監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、子会社の取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（ア）当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置する。

（イ）監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立する。

（ウ）監査役室所属員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に際しては監査役の同意を要する。

7．監査役への報告に関する体制

7-1．取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

（ア）当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課す。

取締役は、取締役会においてもあわせて監査役に対しての報告の機会をもつ。

上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

（イ）当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役への適切な報告を確保する。

7-2．子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

（ア）当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課す。

子会社取締役は、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対する報告の機会があり、当該子会社監査役を通じて当社監査役へ報告することもできる。

上記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

（イ）当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役への適切な報告を確保する。

7-3．監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制

ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が法令および監査役監査基準に基づく監査役の職務を執行することで生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明しない限り、これを負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、監査役による取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）からの個別ヒヤリングの機会、ならびに、監査役による代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門のそれぞれとの間の定期的な意見交換の機会を設ける。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- （ア）当社は、金融商品取引法および内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。
- （イ）取締役会は、それらが適切に整備および運用されていることを監督する。
- （ウ）監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証する。

11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- （ア）当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。
- （イ）当社および子会社から成る企業集団は、当社法務・監査部（法務担当）を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連係し臨機に対応させる。
加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、連係を図る。
- （ウ）当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

（２）当社における基本方針の運用状況の概要

当社および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける当期（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）の運用状況は、以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社は、取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、コンプライアンス委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は10回開催した。

コンプライアンス委員会事務局である法務・監査部（法務担当）は、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たしており、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長、取締役会、監査役会へそれぞれ報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプラ

イアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを適正に管理している。

加えて、保存中の当該情報を閲覧謄写可能な状態で適正に維持している。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として、リスクマネジメント委員会を2カ月に1回以上定期的に開催しており、当期は10回開催した。

同委員会は、代表取締役社長および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する議論を展開している。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は15回開催した。

取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議規程に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程している。

その過程を経て、取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、取締役会では、定期的に取り締りが担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

取締役会の決定事項については、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的にその執行を図っている。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

5-1．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしている。

5-2．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会において、子会社の業務執行に係るリスクも含めて取り扱うことにより、合理的なリスク管理体制を構築している。

5-3．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役会規程に基づき、月1回定時のほか、必要に応じた適宜臨時も含めて当期19回の子会社取締役会の開催を以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保している。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得ることとし、この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、子会社取締役会では、定期的の子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行っている。

5-4．子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）を、コンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社においてもコンプライアンス委員会を開催しており、当期は4回開催した。

当社法務・監査部（法務担当）は、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱い、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

当社法務・監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置している。

監査役室のすべての活動は、監査役下命によるもので、取締役の指揮命令系統から独立しており、当該監査役室所属員の人事異動・人事評価等は、その都度、監査役の同意手続を経ている。

7．監査役への報告に関する体制

7-1．取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課している。

加えて、取締役が、取締役会においてもあわせて監査役に対して報告する機会を確保しており、監査役がいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。また、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役へ適切に報告する体制を確保している。

7-2．子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課している。

加えて、子会社取締役が、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対して報告する機会を確保しており、当該子会社監査役を通じて当社監査役に報告することができ、かつ、当社監査役がいつでも必要に応じて、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役へ適切に報告する体制を確保している。

7-3．監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしていない。

8．監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行について生じる費用を支弁するための相当額を年度予算に計上しており、監査役が法令および監査役監査基準に基づき執行される監査役職務で生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済につき、その費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明しない限り、これを適正に負担している。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役（会）が定期的および随時に実施する取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）に対する個別ヒヤリングならびに定期的に実施する代表取締役社長との意見交換につき、全面的に協力している。

また、監査役および子会社監査役・会計監査人・内部監査部門（法務・監査部（監査担当））との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応している。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性評価活動管理規程に基づき、内部統制評価委員会を定例的に開催しており、当期は10回開催した。

同委員会は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について、厳格な評価を実施している。

当該評価結果等については、金融商品取引法上の監査人による監査および取締役会による検証、監査役監査を経て、法令所定の手続きにより、内部統制報告書として適正に開示している。

11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力対応の組織的対応のための統括部署を当社法務・監査部（法務担当）とし、各営業店等には暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、緊密な連係体制を構築している。

当社法務・監査部（法務担当）は、当社および子会社から成る企業集団の各部門部署に対して、不当要求対策のマニュアルを提供するとともに、実務者研修を実施し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断している。

当社法務・監査部（法務担当）は、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する情報の共有を適正に図っている。

ロ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

ハ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役の全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

また、補償の要否およびその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

ニ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主代表訴訟等の訴訟が提起された場合に、被保険者が負担することとなる争訟費用および第三者に対する損害賠償金等の損害を填補することとしております。

ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されないなど一定の免責事由があります。

また、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ホ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

ヘ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

ト 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ 令和7年8月27日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員一覧は、以下のとおりです。

男性10名 女性2名 （役員のうち女性の比率16.6%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 代表取締役	宮 川 多 正	昭和34年6月8日生	昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業管理部長 平成21年4月 当社管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成22年6月 当社執行役員 管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成25年8月 当社取締役 経営管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 兼安全管理室担当 平成26年4月 当社取締役 経営管理本部人事部長 兼業務管理部長 兼総務部、安全管理室担当 平成27年1月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 平成27年4月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 兼業務部長 平成29年4月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 平成29年8月 当社上席執行役員 事業統括本部埼玉製造所長 平成30年4月 当社上席執行役員 パルプ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 兼製造企画室長 平成31年4月 当社上席執行役員 管理本部長 令和元年8月 当社常務取締役 管理本部長 兼経営企画室、安全品質統括部担 当 令和2年8月 当社専務取締役 管理本部長 令和3年8月 当社代表取締役社長（現）	(注)3	32

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役 経営企画室、管理本部担当	神 田 礼 司	昭和38年 3 月18日生	平成25年 4 月 当社入社 管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成25年 8 月 当社経営管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成27年 6 月 当社執行役員 経営管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成29年 9 月 当社上席執行役員 経営管理本部経営企画室長 兼経理部長 平成30年 4 月 当社上席執行役員 管理本部副本部長 兼経営企画室長兼経理部長 令和 2 年 4 月 当社上席執行役員 管理本部副本部長 兼経営企画室長 令和 2 年 8 月 当社取締役 経営企画室長 令和 3 年 8 月 当社常務取締役 経営企画室長 兼管理本部担当 令和 4 年 8 月 当社常務取締役 経営企画室、管理本部、安全品質 統括部担当 令和 5 年 8 月 当社専務取締役 経営企画室、管理本部担当（現） 令和 6 年 7 月 (株)前澤エンジニアリングサービス 取締役副社長（現）	(注) 3	6
常務取締役 環境事業本部長 兼海外推進室担当	濱 野 茂 樹	昭和36年 1 月 3 日生	昭和58年 4 月 当社入社 平成11年 4 月 当社西部支社広島営業所長 平成16年 9 月 当社大阪支店長 平成19年 4 月 当社営業統括本部環境システム事 業部長兼国際部長 平成20年 4 月 当社環境事業本部環境システム事 業部長 平成20年 6 月 当社執行役員 環境事業本部環境システム事業部 長 平成21年 4 月 当社執行役員 環境事業本部建設事業部長 兼調達部長 平成22年 8 月 当社取締役 環境事業本部建設事業部長 兼調達部長 平成23年 8 月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼建設事業部長兼調達部長 平成25年 8 月 当社取締役 事業統括本部副本部長（環境事業 担当） 平成27年 7 月 (株)前澤エンジニアリングサービス 常務取締役 平成31年 4 月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼環境ソリューション事業部長 令和 2 年 4 月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 令和 2 年 8 月 当社常務取締役 パルプ事業本部長 令和 5 年12月 当社常務取締役 環境事業本部長 兼海外推進室担当（現）	(注) 3	45

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 バルブ事業本部長	手 塚 正 三	昭和36年 2 月16日生	昭和59年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社バルブ事業本部埼玉製造所購買部長 平成25年 6 月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所製造部長 平成25年 8 月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 平成27年 1 月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼業務部長 平成28年 4 月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼鑄造部長兼購買部長 平成29年 9 月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長兼鑄造部長 平成31年 4 月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長兼製造部長 令和 2 年 4 月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長 令和 3 年 9 月 当社上席執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長兼製造部長 令和 4 年 8 月 当社取締役 バルブ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長兼製造部長 令和 5 年 4 月 当社取締役 バルブ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 令和 5 年12月 当社取締役 バルブ事業本部長兼埼玉製造所長 令和 6 年 8 月 当社常務取締役 バルブ事業本部長 兼埼玉製造所長 令和 7 年 4 月 当社常務取締役 バルブ事業本部長（現）	(注) 3	12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 環境事業本部副本部長 兼安全品質統括部長	瀬尾比良久	昭和35年 9月25日生	昭和59年 4月 当社入社 平成23年 4月 当社環境事業本部建設事業部施設部長 平成26年 4月 当社事業統括本部環境プロジェクト管理室部長 平成28年 4月 当社事業統括本部プラント建設事業部建設部長 平成30年 4月 当社環境事業本部環境プロジェクト管理室部長 平成31年 4月 当社環境事業本部環境プロジェクト管理室長 令和 2年 4月 当社執行役員 環境事業本部プラント建設事業部長 令和 3年 9月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 令和 4年 4月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼上水施設部長 令和 4年 8月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼上水施設部長 兼安全品質統括部長 令和 5年 4月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼安全品質統括部長 令和 5年 8月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼安全品質統括部長 令和 7年 4月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼安全品質統括部長(現)	(注) 3	14
取締役	園山佐和子	昭和44年 8月 5日生	平成 4年 4月 国際電信電話株式会社(現 K D D I 株式会社)入社 平成19年 9月 弁護士登録 平成21年 6月 影山法律特許事務所入所 平成25年11月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事(現) 平成27年 7月 佐藤法律会計事務所入所(現) 平成30年 4月 東京家庭裁判所調停委員 令和元年 8月 当社監査役 令和 2年 8月 当社取締役(現)	(注) 3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	細 田 隆	昭和30年4月28日生	昭和54年4月 平成8年7月 平成18年7月 平成20年7月 平成22年7月 平成23年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年7月 平成28年3月 平成28年6月 令和元年10月 令和2年7月 令和3年8月 令和4年8月	大蔵省（現財務省）入省 大臣官房企画官兼京都大学教授 中小企業金融公庫理事 総務省大臣官房審議官（自治財政局地方公営企業担当） 名古屋税関長 独立行政法人住宅金融支援機構理事 財務省大臣官房審議官（大臣官房担当） 東京税関長 関東財務局長 弁護士登録 株式会社トマト銀行代表取締役副社長 Y & P 法律事務所入所（現） 株式会社ロココ社外監査役（現） 当社取締役（現） 株式会社 J P M C 社外取締役（現）	(注) 3	6
取締役	笠 松 重 保	昭和27年4月10日生	昭和51年4月 平成22年6月 平成24年6月 平成27年8月 令和5年8月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社専務取締役 株式会社パスコ社外監査役 当社監査役 当社取締役（現）	(注) 3	29
常勤監査役	井 上 照 孝	昭和37年1月4日生	昭和59年4月 平成23年7月 平成27年6月 令和2年9月 令和5年8月	当社入社 当社法務・監査部長 当社執行役員 法務・監査部長 当社上席執行役員 法務・監査部長 当社監査役（現）	(注) 4	19
監査役	御 山 義 明	昭和49年2月25日生	平成11年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年6月 平成25年6月 令和2年8月	弁護士登録 清水直法律事務所入所 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議委員 東京弁護士会倒産法部会執行部 御山義明法律事務所所長（現） 技研興業株式会社社外監査役 当社監査役（現）	(注) 4	0
監査役	金 塚 厚 樹	昭和33年7月31日生	昭和58年8月 昭和61年4月 平成10年3月 平成12年6月 平成18年1月 平成19年8月 平成20年4月 令和3年7月 令和4年12月 令和5年8月	アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所（現：有限責任あずさ監査法人）入所 公認会計士登録 朝日アーサーアンダーセン株式会社取締役 朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）代表社員 経済産業省産業構造審議会新成長政策部会事業再生小委員会委員 日本公認会計士協会業種別委員会「ガス業研究部会」部会長 有限責任あずさ監査法人本部理事 金塚厚樹公認会計士事務所所長（現） T Y 監査法人社員（現） 当社監査役（現）	(注) 4	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	増 田 文 香	昭和42年 9月16日生	平成 3 年 4 月 株式会社創造経営センター入社 平成11年11月 社会保険労務士中島浩一事務所入 所 平成14年 1 月 社会保険労務士登録 増田労務管理事務所所長（現） 平成19年 5 月 特定社会保険労務士登録 令和 5 年 6 月 埼玉県社会保険労務士会川口支部 役員 令和 5 年 6 月 埼玉県社会保険労務士会理事（現） 令和 5 年 6 月 埼玉 S R 経営労務センター監事 （現） 令和 6 年 8 月 当社監査役（現） 令和 7 年 6 月 埼玉県社会保険労務士会川口支部 支部長（現）	(注) 5	0
計					168

- (注) 1 取締役園山佐和子、細田隆、笠松重保は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2 監査役御山義明、金塚厚樹、増田文香は会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
- (注) 3 取締役の任期は令和 6 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時から令和 7 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 4 監査役井上照孝、御山義明、金塚厚樹の任期は、令和 5 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時から令和 9 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 5 監査役増田文香の任期は、令和 6 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時から令和10年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 6 取締役園山佐和子、細田隆、笠松重保、監査役御山義明、金塚厚樹、増田文香は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の 2 に定める独立役員であります。

□ 令和7年8月28日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役9名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しております。

男性11名 女性2名 （役員のうち女性の比率15.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （千株）
取締役社長 代表取締役	宮 川 多 正	昭和34年6月8日生	昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業管理部長 平成21年4月 当社管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成22年6月 当社執行役員 管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成25年8月 当社取締役 経営管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 兼安全管理室担当 平成26年4月 当社取締役 経営管理本部人事部長 兼業務管理部長 兼総務部、安全管理室担当 平成27年1月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 平成27年4月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 兼業務部長 平成29年4月 当社取締役 事業統括本部埼玉製造所長 平成29年8月 当社上席執行役員 事業統括本部埼玉製造所長 平成30年4月 当社上席執行役員 パルプ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 兼製造企画室長 平成31年4月 当社上席執行役員 管理本部長 令和元年8月 当社常務取締役 管理本部長 兼経営企画室、安全品質統括部担 当 令和2年8月 当社専務取締役 管理本部長 令和3年8月 当社代表取締役社長（現）	(注)3	32

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役 経営企画室、管理本部担当	神 田 礼 司	昭和38年 3 月18日生	平成25年 4 月 当社入社 管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成25年 8 月 当社経営管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成27年 6 月 当社執行役員 経営管理本部経理部長 兼経営企画室部長 平成29年 9 月 当社上席執行役員 経営管理本部経営企画室長 兼経理部長 平成30年 4 月 当社上席執行役員 管理本部副本部長 兼経営企画室長兼経理部長 令和 2 年 4 月 当社上席執行役員 管理本部副本部長 兼経営企画室長 令和 2 年 8 月 当社取締役 経営企画室長 令和 3 年 8 月 当社常務取締役 経営企画室長 兼管理本部担当 令和 4 年 8 月 当社常務取締役 経営企画室、管理本部、安全品質 統括部担当 令和 5 年 8 月 当社専務取締役 経営企画室、管理本部担当（現） 令和 6 年 7 月 (株)前澤エンジニアリングサービス 取締役副社長（現）	(注) 3	6
常務取締役 環境事業本部長 兼海外推進室担当	濱 野 茂 樹	昭和36年 1 月 3 日生	昭和58年 4 月 当社入社 平成11年 4 月 当社西部支社広島営業所長 平成16年 9 月 当社大阪支店長 平成19年 4 月 当社営業統括本部環境システム事 業部長兼国際部長 平成20年 4 月 当社環境事業本部環境システム事 業部長 平成20年 6 月 当社執行役員 環境事業本部環境システム事業部 長 平成21年 4 月 当社執行役員 環境事業本部建設事業部長 兼調達部長 平成22年 8 月 当社取締役 環境事業本部建設事業部長 兼調達部長 平成23年 8 月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼建設事業部長兼調達部長 平成25年 8 月 当社取締役 事業統括本部副本部長（環境事業 担当） 平成27年 7 月 (株)前澤エンジニアリングサービス 常務取締役 平成31年 4 月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼環境ソリューション事業部長 令和 2 年 4 月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 令和 2 年 8 月 当社常務取締役 パルプ事業本部長 令和 5 年12月 当社常務取締役 環境事業本部長 兼海外推進室担当（現）	(注) 3	45

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 バルブ事業本部長	手 塚 正 三	昭和36年 2 月16日生	昭和59年 4 月 当社入社 平成22年 6 月 当社バルブ事業本部埼玉製造所購買部長 平成25年 6 月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所製造部長 平成25年 8 月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長 平成27年 1 月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼業務部長 平成28年 4 月 当社事業統括本部埼玉製造所副所長 兼鑄造部長兼購買部長 平成29年 9 月 当社執行役員 事業統括本部埼玉製造所副所長 兼製造部長兼鑄造部長 平成31年 4 月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長兼製造部長 令和 2 年 4 月 当社執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長 令和 3 年 9 月 当社上席執行役員 バルブ事業本部埼玉製造所長 兼製造企画室長兼製造部長 令和 4 年 8 月 当社取締役 バルブ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長兼製造部長 令和 5 年 4 月 当社取締役 バルブ事業本部副本部長 兼埼玉製造所長 令和 5 年12月 当社取締役 バルブ事業本部長兼埼玉製造所長 令和 6 年 8 月 当社常務取締役 バルブ事業本部長 兼埼玉製造所長 令和 7 年 4 月 当社常務取締役 バルブ事業本部長（現）	(注) 3	12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 環境事業本部副本部長 兼安全品質統括部長	瀬尾比良久	昭和35年 9月25日生	昭和59年 4月 当社入社 平成23年 4月 当社環境事業本部建設事業部施設部長 平成26年 4月 当社事業統括本部環境プロジェクト管理室部長 平成28年 4月 当社事業統括本部プラント建設事業部建設部長 平成30年 4月 当社環境事業本部環境プロジェクト管理室部長 平成31年 4月 当社環境事業本部環境プロジェクト管理室長 令和 2年 4月 当社執行役員 環境事業本部プラント建設事業部長 令和 3年 9月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 令和 4年 4月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼上水施設部長 令和 4年 8月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼上水施設部長 兼安全品質統括部長 令和 5年 4月 当社上席執行役員 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼安全品質統括部長 令和 5年 8月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼プラント建設事業部長 兼安全品質統括部長 令和 7年 4月 当社取締役 環境事業本部副本部長 兼安全品質統括部長(現)	(注) 3	14
取締役 バルブ事業本部副本部長 兼バルブ事業部長	海 野 隆 輝	昭和47年 3月14日生	平成 6年 4月 当社入社 平成30年 4月 当社バルブ事業本部バルブ事業部バルブ営業部長 令和 2年 4月 当社バルブ事業本部バルブ事業部バルブ営業部長兼経営企画室 令和 2年 9月 当社バルブ事業本部バルブ事業部副事業部長 兼バルブ営業部長兼経営企画室 令和 3年 4月 当社バルブ事業本部バルブ事業部副事業部長兼経営企画室 令和 3年 9月 当社執行役員バルブ事業本部バルブ事業部長兼経営企画室 令和 4年 4月 当社執行役員バルブ事業本部バルブ事業部長 令和 6年 9月 当社上席執行役員バルブ事業本部副本部長兼バルブ事業部長 令和 7年 8月 当社取締役 バルブ事業本部副本部長 兼バルブ事業部長(現)	(注) 3	12

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	園山佐和子	昭和44年 8 月 5 日生	平成 4 年 4 月 平成19年 9 月 平成21年 6 月 平成25年11月 平成27年 7 月 平成30年 4 月 令和元年 8 月 令和 2 年 8 月	国際電信電話株式会社（現 K D D I 株式会社）入社 弁護士登録 影山法律特許事務所入所 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事（現） 佐藤法律会計事務所入所（現） 東京家庭裁判所調停委員 当社監査役 当社取締役（現）	(注) 3	1
取締役	細 田 隆	昭和30年 4 月28日生	昭和54年 4 月 平成 8 年 7 月 平成18年 7 月 平成20年 7 月 平成22年 7 月 平成23年 4 月 平成25年 4 月 平成25年 6 月 平成26年 7 月 平成28年 3 月 平成28年 6 月 令和元年10月 令和 2 年 7 月 令和 3 年 8 月 令和 4 年 8 月	大蔵省（現財務省）入省 大臣官房企画官兼京都大学教授 中小企業金融公庫理事 総務省大臣官房審議官（自治財政局地方公営企業担当） 名古屋税関長 独立行政法人住宅金融支援機構理事 財務省大臣官房審議官（大臣官房担当） 東京税関長 関東財務局長 弁護士登録 株式会社トマト銀行代表取締役副社長 Y & P 法律事務所入所（現） 株式会社口ココ社外監査役（現） 当社取締役（現） 株式会社 J P M C 社外取締役（現）	(注) 3	6
取締役	笠 松 重 保	昭和27年 4 月10日生	昭和51年 4 月 平成22年 6 月 平成24年 6 月 平成27年 8 月 令和 5 年 8 月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱 U F J 銀行）入社 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社専務取締役 株式会社バスコ社外監査役 当社監査役 当社取締役（現）	(注) 3	29
常勤監査役	井 上 照 孝	昭和37年 1 月 4 日生	昭和59年 4 月 平成23年 7 月 平成27年 6 月 令和 2 年 9 月 令和 5 年 8 月	当社入社 当社法務・監査部長 当社執行役員 法務・監査部長 当社上席執行役員 法務・監査部長 当社監査役（現）	(注) 4	19
監査役	御 山 義 明	昭和49年 2 月25日生	平成11年 4 月 平成19年 4 月 平成20年 4 月 平成21年 6 月 平成25年 6 月 令和 2 年 8 月	弁護士登録 清水直法律事務所入所 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議委員 東京弁護士会倒産法部会執行部 御山義明法律事務所所長（現） 技研興業株式会社社外監査役 当社監査役（現）	(注) 4	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	金 塚 厚 樹	昭和33年 7月31日生	昭和58年 8月 アーサーアンダーセン公認会計士 共同事務所（現：有限責任あずさ 監査法人）入所 昭和61年 4月 公認会計士登録 平成10年 3月 朝日アーサーアンダーセン株式会 社取締役 平成12年 6月 朝日監査法人（現：有限責任あず さ監査法人）代表社員 平成18年 1月 経済産業省産業構造審議会新成長 政策部会事業再生小委員会委員 平成19年 8月 日本公認会計士協会業種別委員会 「ガス業研究部会」部会長 平成20年 4月 有限責任あずさ監査法人本部理事 令和 3年 7月 金塚厚樹公認会計士事務所所長 （現） 令和 4年12月 T Y監査法人社員（現） 令和 5年 8月 当社監査役（現）	(注) 4	0
監査役	増 田 文 香	昭和42年 9月16日生	平成 3年 4月 株式会社創造経営センター入社 平成11年11月 社会保険労務士中島浩一事務所入 所 平成14年 1月 社会保険労務士登録 増田労務管理事務所所長（現） 平成19年 5月 特定社会保険労務士登録 令和 5年 6月 埼玉県社会保険労務士会川口支部 役員 令和 5年 6月 埼玉県社会保険労務士会理事（現） 令和 5年 6月 埼玉 S R 経営労務センター監事 （現） 令和 6年 8月 当社監査役（現） 令和 7年 6月 埼玉県社会保険労務士会川口支部 支部長（現）	(注) 5	0
計					168

- (注) 1 取締役園山佐和子、細田隆、笠松重保は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2 監査役御山義明、金塚厚樹、増田文香は会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
- (注) 3 取締役の任期は令和 7 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時から令和 8 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 4 監査役井上照孝、御山義明、金塚厚樹の任期は、令和 5 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時から令和 9 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 5 監査役増田文香の任期は、令和 6 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時から令和10年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- (注) 6 取締役園山佐和子、細田隆、笠松重保、監査役御山義明、金塚厚樹、増田文香は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の 2 に定める独立役員であります。
- (注) 7 当社は、執行役員制度を導入しており、令和 7 年 9 月 1 日付の各執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|-------|-------------------------------|
| 上席執行役員 | 菊地 和信 | 管理本部長 |
| 上席執行役員 | 都倉 剛 | パルプ事業本部埼玉製造所長 |
| 上席執行役員 | 中谷 啓司 | 管理本部副本部長兼総務部長 |
| 執行役員 | 大澤 裕志 | 環境事業本部環境 R & D 推進室長、海外推進室兼務 |
| 執行役員 | 田中 明広 | 経営企画室長 |
| 執行役員 | 中澤 雅澄 | 環境事業本部環境ソリューション事業部長 |
| 執行役員 | 小原 貞伸 | 環境事業本部プラント建設事業部長兼調達部長 |
| 執行役員 | 八巻 秀和 | パルプ事業本部埼玉製造所副所長兼製造部長 |
| 執行役員 | 加藤 浩一 | 環境事業本部環境ソリューション事業部副事業部長（官需担当） |

社外役員の状況

当社の社外取締役、社外監査役は各 3 名であります。当社が定める社外役員の独立性に関する基準の「独立役員認定基準」（注）により、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく独立性を有していると考え、社外役員として選任しております。

社外取締役園山佐和子氏は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事および佐藤法律会計事務所弁護士を兼務しておりますが、同協会および同事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。社外取締役細田隆氏は、Y & P 法律事務所弁護士、株式会社口ココ社外監査役および株式会社 J P M C 社外取締役を兼務しており

ますが、同事務所および両社と当社との間に特別の利害関係はありません。社外監査役御山義明氏は、御山義明法律事務所所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。社外監査役金塚厚樹氏は、金塚厚樹公認会計士事務所所長およびT Y監査法人社員を兼務しておりますが、同事務所および同法人と当社との間に特別の利害関係はありません。社外監査役増田文香氏は、増田労務管理事務所所長、埼玉県社会保険労務士会川口支部支部長、埼玉県社会保険労務士会理事および埼玉SR経営労務センター監事を兼務しておりますが、同事務所、同労務士会および同センターと当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役が、取締役会において、企業社会一般の価値観や社内の発想とは異なる視点など、独立した立場からの意見を述べることにより、客観性が保たれるものと考えております。また、社外監査役が、専門的、豊富な経験と高い見識に基づき、独立した立場から監査を行うことにより、客観性が保たれるものと考えております。

社外取締役園山佐和子氏は、当期開催の取締役会15回全てに出席し、弁護士としての経験と専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。社外取締役細田隆氏は、当期開催の取締役会15回全てに出席し、財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経験も有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。社外取締役笠松重保氏は、当期開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ経営的な見地から発言を行っており、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しております。

社外監査役御山義明氏は、当期開催の取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。社外監査役金塚厚樹氏は、当期開催の取締役会15回全てに、監査役会14回全てに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。社外監査役増田文香氏は、当期開催の取締役会15回、監査役会14回のうち、監査役就任後に開催された取締役会11回全てに、監査役会11回全てに出席し、必要に応じ社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）「独立役員認定基準」（令和2年8月29日施行）

当会社は、当会社の社外取締役または社外監査役のうち、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を当会社および当会社の経営陣から独立した存在（以下、「独立役員」という。）であると認定する基準を次のとおり定める。

1. 当会社において、独立役員であるというためには、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者、または、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者でなければならない。

２．当会社において、独立役員であるというためには、上記１を満たす者であって、かつ、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1)社外取締役

類 型	該当要件
親会社（注１）	現在または過去10年間に親会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に親会社の取締役、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
当会社	現在または過去５年間に当会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
子会社	現在または過去５年間に子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
兄弟会社（注３）	現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
主要な取引先（注４）	現在または過去５年間に主要な取引先である者（個人の場合） 現在または過去５年間に主要な取引先（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
専門家（注６）	現在または過去５年間に当会社から多額（注５）の報酬等を得ている専門家である者 上記 （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
寄付または助成を受けている者	現在または過去５年間に当会社から多額（注５）の寄付または助成を受けている者（個人の場合） 現在または過去５年間に当会社から多額（注５）の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
主要株主（注７）	現在または過去10年間に当会社の主要株主である者（個人の場合） 現在または過去10年間に当会社の主要株主（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
会計監査人	現在または過去５年間に当会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは使用人である者 上記 （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
相互就任者（注８）	現在または過去５年間に相互就任者である者 上記 （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族

(2)社外監査役

類 型	該当要件
親会社（注１）	現在または過去10年間に親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
当会社	現在または過去５年間に当会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
子会社	現在または過去５年間に子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
兄弟会社（注３）	現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 現在または過去10年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要（注２）な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
主要な取引先（注４）	現在または過去５年間に主要な取引先である者（個人の場合） 現在または過去５年間に主要な取引先（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
専門家（注６）	現在または過去５年間に当会社から多額（注５）の報酬等を得ている専門家である者 上記 （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
寄付または助成を受けている者	現在または過去５年間に当会社から多額（注５）の寄付または助成を受けている者（個人の場合） 現在または過去５年間に当会社から多額（注５）の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
主要株主（注７）	現在または過去10年間に主要株主である者（個人の場合） 現在または過去10年間に当会社の主要株主（法人、組合等の団体の場合）の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 上記 または （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
会計監査人	現在または過去５年間に当会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは使用人である者 上記 （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
相互就任者（注８）	現在または過去５年間に相互就任者である者 上記 （重要（注２）な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族

- ３．当会社において、独立役員であるというためには、その他、当会社の一般株主全体との間で上記１および２により考慮されている事由以外の事情においても恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない者であることを要する。

（注記）

注１・・・「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に規定する会社をいう。なお、現在、当会社には該当する親会社は無い。

注２・・・「重要」に該当する者とは、取締役、執行役、支配人および部長級以上の部門責任者等をいう。

注３・・・「兄弟会社」とは、当会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。なお、現在、当会社には該当する兄弟会社は無い。

注４・・・「主要な取引先」は以下のとおりとする。

当会社を「主要な取引先」とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の２％以上または１億円以上の金額の支払いを当会社から受けた者をいう。

当会社が「主要な取引先」とする者とは、当会社の直近事業年度における年間連結売上高の２％以上の金額の支払いを当会社に行っている者、または当会社が借入れをしている金融機関であって、直近事業年度末における当会社の当該金融機関からの借入額が、当会社の連結総資産の２％以上の金額になる者をいう。

注５・・・「多額」とは、年間1,000万円以上とする。

注６・・・「専門家」とは、コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士等をいい、当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。

注７・・・「主要株主」とは、総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

注８・・・「相互就任者」とは、当会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者が、他の会社において社外役員に就任している場合における、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人をいう。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員および手続

a. 組織

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会設置会社であります。

b. 人員

当社は、監査役は４名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、監査役の選任については、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、法的要件等を満たす者であることを前提として、性別、年齢、国籍、技能等の多様性、その他監査役会の構成に関する考え方に基づき、指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告ならびに監査役会の同意を得た上で、取締役会において監査役候補者を決定し、株主総会に同選任議案を上程、審議を経て、承認決議をいただいております。

有価証券報告書提出日現在、監査役会は、常勤監査役１名、社外監査役（非常勤）３名（うち女性役員１名）の合計４名をもって構成しております。

なお、社外監査役（非常勤）３名全員は、当社が定める「独立役員認定基準」により、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性を有しております。

地位等		氏名	資格経験等
常勤監査役	監査役会議長	井上 照孝	当社出身者
社外監査役（非常勤）		御山 義明	弁護士
社外監査役（非常勤）		金塚 厚樹（１）	公認会計士
社外監査役（非常勤）		増田 文香	社会保険労務士

（１） 財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの進展を鑑み、監査役監査の実効性をより一層高めることを目的として、監査役の事務スタッフ組織である監査役室を設置しております。

監査役の事務スタッフ組織である監査役室のすべての活動は、監査役下命によるものであり、取締役の指揮命令系統から独立しております。

当該監査役室所属員の人事異動、人事評価等に際しては監査役の同意を要することとしております。

c. 手続

監査役会は、監査の方針（２）、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人である監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。

一方、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針（２）、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施します。

- ・取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役社長およびその他の業務執行取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査します。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。
- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、代表取締役社長およびその他の業務執行取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期

的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明します。

- ・会計監査については、監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。
- また、監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めます。

(2)監査役会は、次のとおり監査の方針を設定しております。

〔基本方針〕

- (1) 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社および当社企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。
- (2) 監査役は、責務を通じ、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果斷な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役または使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。
- (3) 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる。

□ 最近事業年度における監査役および監査役会の活動状況

令和7年5月期（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）における監査役および監査役会の活動状況の概要は、次のとおりであります。

a. 監査役会の開催状況および個々の監査役の出席状況

監査役会は定例会（毎月1回の定期開催）と臨時会（不定期開催）あわせて14回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。（ 3）

なお、1回当たりの会議の平均所要時間は、41分であります。

地位等		氏名	令和7年5月期監査役会の出席状況
常勤監査役	監査役会議長	井上 照孝	14回/14回(100%出席)
社外監査役（非常勤）		御山 義明	14回/14回(100%出席)
社外監査役（非常勤）		金塚 厚樹	14回/14回(100%出席)
社外監査役（非常勤）		増田 文香	11回/11回(100%出席)（ 4）

(3) 令和6年8月29日開催の第78回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任された監査役の監査役会出席状況は次のとおりであります。

氏名	令和7年5月期監査役会の出席状況
武内 正一	2回/3回(66%出席)

(4) 社外監査役 増田文香は、令和6年8月29日開催の第78回定時株主総会で選任された新任者であるため、監査役就任以降の監査役会出席状況を記載しております。

b. 監査役会における主な検討項目

・ 監査役会は、次のとおり重点監査項目を設定し、監査活動を展開しております。

[重点監査項目]

(1) 取締役会等の意思決定の監査

取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を以下の観点から監視し検証する。

事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

意思決定過程が合理的であること

意思決定内容が法令または定款に違反していないこと

意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと

意思決定が取締役の利益または第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること

(2) 取締役会の監督義務の履行状況の監査

代表取締役社長およびその他の業務執行取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証する。

(3) 内部統制システムの整備・運用状況の監査

取締役会決議に基づいて整備される内部統制システム（財務報告に係る内部統制を含む）に関して、当該取締役会決議の内容および取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証する。

(4) 中期3ヵ年経営計画（令和6年度～令和8年度）の重点課題の進捗状況の監査

中期3ヵ年経営計画スローガン「人と技術力で未来を拓く」の下に示された重点課題に係る施策の進捗状況を監視し検証する。

1. 成長戦略の推進

(1) 脱炭素社会実現に向けたバイオマス・省エネ技術の開発強化と事業展開

(2) 官民連携への体制強化と事業の推進

(3) 海外水インフラ市場における事業機会の創出

2. 既存事業の収益力強化

(1) 顧客ニーズに応える技術開発・提案力の強化

(2) 製造プロセスの最適化と施工管理体制の強化

(3) 顧客対応力強化によるメンテナンス事業の拡充

3. 企業価値向上に向けた経営基盤の強化

(1) 人的資本の充実と社員一人ひとりが活躍できる職場づくり

(2) 持続的成長につながるDXの推進

(3) ガバナンス強化と環境に配慮した企業活動の推進

各種プロジェクト活動の進捗状況と各部門が取り組むアクションプログラムの進捗状況を監視し検証する。

・ 監査役会は、金融商品取引法上の「監査上の主要な検討事項(KAM)」に関する検討プロセスについて、会計監査人の監査の方法を評価する際の要素であると位置づけ、当該監査人と監査役との協議の機会等を重視し、検討を加えております。

・ 監査役会の主な議事項目は次のとおりであります。

種別	監査役会の主な議事項目
決議事項 対象事項につき、審議のうえ、最終的に決定する事項	1. 監査役会議長の選定 2. 常勤監査役の選定 3. 特定監査役の選定 4. 監査計画（監査方針・重点監査項目・行動指針・職務の分担等を含む） 5. 会計監査人の解任または不再任の決定方針 6. 会計監査人の再任または新規選任に係る株主総会議案 7. 財務報告に係る内部統制の有効性評価 8. 監査役会監査報告書の作成・提出 9. 監査役会所管規程の制定・改廃
同意事項 執行側提示案につき、審議のうえ、同意可否を判断する事項	1. 監査役選任に係る株主総会議案 2. 会計監査人の報酬等 3. 監査役スタッフの人事
審議事項 対象事項につき、詳しく調べ、意見を出して話し合い、はっきりと良し悪しを見分ける事項	1. 取締役会における決議事項および報告事項等の検証 2. 会計監査人の会計監査に係る四半期および期末報告の検証 3. 内部統制システムの構築・運用の四半期および期末報告の検証 4. 会計監査人の評価 5. 財務報告に係る内部統制報告書の検証 6. 有価証券報告書の検証
協議事項 対象事項につき、討議を十分に行之、一定の行為に合意する事項	1. 会計監査人との監査上の主要な検討事項（KAM）の協議 2. 監査役会の実効性分析評価の協議
報告事項 業務分担にしたがい各監査役が実施した監査活動の結果等に検討を加える事項	1. 各監査役の月次活動結果報告（臨場監査の報告、テーマ監査の報告を含む） 2. 代表取締役社長およびその他の業務執行取締役、各部門部署から監査役（会）に対する報告事案の報告 3. 内部監査部門による内部監査報告

c.各監査役の活動状況

各監査役は、監査役会が定めた職務の分担にしたがい、上記 イ c. 手続 に記載した監査活動を実施しております。

なお、各監査役が出席する重要な会議等の主なものは、次のとおりであります。

対象領域	監査役が出席する重要な会議等の主なもの	開催時期	分担
取締役	取締役会	毎月	監査役全員
	指名諮問委員会	都度	常勤監査役
	報酬諮問委員会	都度	常勤監査役
	独立社外役員会議	都度	監査役全員
	代表取締役社長と監査役会の意見交換会 (5)	年 2 回程度	監査役全員
	取締役全員(子会社を含む)との個別面談 (5)	年 1 回	常勤監査役
業務執行	コンプライアンス委員会	隔月	常勤監査役
	リスクマネジメント委員会	隔月	常勤監査役
	内部統制評価委員会	毎月	常勤監査役
	経営会議	毎月	常勤監査役
	業務執行役員会	毎月	常勤監査役
	経営管理委員会	毎月	常勤監査役
	事業所長会議	年 1 回	監査役全員
	事業報告会	年 1 回	監査役全員
	開発審議会	都度	常勤監査役
	事業部門連絡会議	毎月	常勤監査役
会計監査 および 内部監査	会計監査 計画説明聴取(事業年度)(5)	年 1 回	監査役全員
	会計監査 検出事項説明聴取(四半期)(5)	四半期毎	常勤監査役
	会計監査 結果説明聴取(事業年度)(5)	年 1 回	監査役全員
	三様監査報告会 (5)	年 2 回	監査役全員

(5) 監査役(会)が主催する重要な会議等であります。

内部監査の状況等

イ 内部監査の組織、人員および手続

a. 組織

当社は、代表取締役社長の直轄組織として、他の業務執行取締役からの独立性を確保した法務・監査部を設置し、内部監査を実施しております。

b. 人員

法務・監査部の所属員のうち、内部監査に関わる人員は、3名であります。

c. 手続

法務・監査部は、内部監査規程に基づき、予め事業年度毎に前回監査の結果および監査対象(以下、「被監査部署」という)の業務の量的および質的重要性を考慮の上、監査基本計画書を作成し、代表取締役社長の承認の下、内部監査を実施します。

法務・監査部は、内部監査の実施後、被監査部署に対しその結果および所見につき講評し、内部監査の結果、および改善が必要な事項・勧告すべき事項等を被監査部署の責任者に書面にて通知し、その改善処置・方針等の回答を求め、早期の問題事案把握、対策実施を講じさせ、遅滞なく代表取締役社長へ一連を報告するとともに、並行して、取締役会および監査役会に対して、定期的開催会議の席上において直接報告を行っております。

なお、法務・監査部は、指摘した改善が必要な事項・勧告すべき事項等に係る改善処置実施状況について、その事後確認を行い、必要に応じて被監査部署に対しフォローアップ監査を実施します。

ロ 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査部門および内部統制評価委員会事務局である法務・監査部と監査役会ならびに会計監査人であるS K

東京監査法人の三者は、それぞれの活動の過程において情報交換や意見交換などの相互連携を図っており、さらに三様監査報告会を年2回開催し、各監査活動と財務報告に係る内部統制評価活動の実効性を確保しております。

ハ 内部監査の実効性を確保するための取組み

法務・監査部は、上記イ c. 手続に記載したとおり、内部監査規程に基づき、内部監査の結果および改善が必要な事項・勧告すべき事項等を遅滞なく代表取締役社長に対して報告を行い、並行して、取締役会および監査役会に対して、定期的に開催会議の席上において直接報告を行っております。

当該内部監査の報告を受けた取締役会および監査役会は、討議を実施し、内部監査で把握された諸事項についての質疑、深慮遠謀に富む議論を展開しております。

デュアルレポーティングラインの構築・運用を通じて、内部監査の実効性が高められております。

提出会社が上場会社等以外の者である場合の内部監査の状況

該当事項はありません。（当社は上場会社であります。）

会計監査の状況

イ 監査公認会計士等が監査法人である場合の事項

a. 監査公認会計士等の名称

S K 東京監査法人

b. 継続監査期間

当社は、昭和58年10月11日、監査法人加藤事務所（平成20年1月15日に「S K 東京監査法人」に法人名称変更）との間で財務諸表の監査証明業務を目的とした監査契約を締結しており、有価証券届出書提出前の段階である第37期（昭和59年3月期）から継続して、同監査法人へ会計監査を委嘱しております。したがって、S K 東京監査法人による継続監査期間は、提出日現在、41年10箇月であります。

なお、当社は、昭和61年8月28日開催の第40回定時株主総会において、同監査法人を会計監査人に選任しております。

c. 監査業務を執行した公認会計士の氏名

会計監査業務を執行した公認会計士は、次の2名であります。

江部安弘 公認会計士（S K 東京監査法人 指定社員 業務執行社員）

川田圭介 公認会計士（S K 東京監査法人 指定社員 業務執行社員）

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、公認会計士試験合格者1名、その他3名であります。

ロ 監査公認会計士等が公認会計士である場合の事項

該当事項はありません。（当社の監査公認会計士等は、監査法人であります。）

ハ 監査公認会計士等を選定した理由

当社は、監査役および監査役会が、会計監査人であるS K 東京監査法人について、監査役会の定める「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」および「会計監査人の評価及び選定基準」に照らし合わせ、解任または不再任に係る事由に該当せず、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに十分であると判断していることから、これを以って同監査法人を選定しております。

二 最近2連結会計年度等における監査公認会計士等の異動

該当事項はありません。

ホ 監査役および監査役会が行った監査公認会計士等（または会計監査人）の評価の内容

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から、適切な会計監査の確保のため、現任の会計監査人の評価基準項目および新規に会計監査人を選定する際の基準項目を規定した「会計監査人の評価及び選定基準」を制定、運用しております。

監査役会は、現任の会計監査人または新規の会計監査人候補者に対して、同基準所定の詳細の設題について、事業年度末までに表明するよう要請します。

その上で、各監査役は、現任の会計監査人または新規の会計監査人候補者から監査役会に提出された当該表明につき、「会計監査人の評価及び選定基準」に基づく検討を加え、個別に評価を実施し、監査役会において総合的な評価判断を為しております。

令和7年5月21日開催の監査役会において、現任の会計監査人であるS K東京監査法人については、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに十分であるとの評価判断を下しております。

へ 監査報酬の内容

a. 最近2連結会計年度において監査公認会計士等に対して支払ったまたは支払うべき報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	—	35	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34	—	35	—

b. 最近2連結会計年度において監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して支払ったまたは支払うべき報酬

該当事項はありません。

c. 上記aおよびbのほか、最近2連結会計年度において監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬がある場合の内容

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針

当社は、S K東京監査法人が会社法監査、金融商品取引法監査、内部統制監査、期中レビューに要する日数等を勘案した上で、同監査法人との間で協議し、報酬の額を決定しております。

e. 監査役会が会社法第399条第1項の同意（会計監査人の報酬に係る同意）をした理由

監査役会は、S K東京監査法人から説明を受けた監査計画に係る監査時間・配員計画から見積られた報酬額の算定方法が、タイムチャージ方式によるもので、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、会計監査人の報酬を合理的であると判断し、会計監査人の報酬に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

イ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

a. 取締役および監査役の報酬等については、その職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、透明性、公平性、客観性をもって決定します。

個別具体的な業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする「報酬諮問委員会」による取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定します。

b. 業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、公正かつバランスの取れた報酬とするため、基本報酬および賞与、そして株式給付信託を用いた株式報酬により構成します。

その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとします。

・ 業務執行取締役の基本報酬および賞与、その他の取締役の基本報酬を合わせた報酬限度額は、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において年額220百万円以内（内社外取締役分は年額30百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

基本報酬は、役位別の職務・職責に基づく固定報酬であり、賞与は、単年度業績に連動する算定方法に基づく報酬であります。

- ・ 業務執行取締役の株式給付信託を用いた株式報酬は、上記の基本報酬および賞与を合わせた報酬限度額とは別枠として、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会において信託期間である3年間で120百万円を上限に資金を信託に拠出する旨の決議を、また、令和3年8月27日開催の第75回定時株主総会において、業務執行取締役に対して交付が行われる当社株式（付与するポイント）の上限を1事業年度当たり89,000ポイントとする旨の決議をいただいております。

当該株式報酬は、役員株式給付規程に基づく中長期業績連動報酬であり、事業年度ごとに業務執行取締役の役位および業績達成度に応じて定まる数のポイントを付与し、当該業務執行取締役の退任時に受益者要件を満たした場合に確定ポイント数に応じた数の当社株式および一部現金を給付します。

なお、当該株式報酬に係る指標は、連結営業利益および単体営業利益、担当部門営業利益であり、当該指標を選択している理由は、本業で創出した利益を表すものであり、業務執行取締役の活動を明確に反映しているためであります。

- ・ 取締役の基本報酬および賞与、非金銭報酬の額の構成割合については、基準となる業績達成時に次表のとおりとなるように設計しております。

（単位：％）

	基本報酬	賞与	非金銭報酬 （株式報酬）
業務執行取締役	75	10	15
その他取締役	100	—	—

- ・ 当該事業年度に係る指標の実績は以下のとおりです。

連結営業利益：4,654百万円 単体営業利益：1,552百万円

- c. 監査役の報酬は、基本報酬のみとし、監査役の協議により決定します。なお、監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

報酬諮問委員会の活動状況等

イ 報酬諮問委員会の概要

- 報酬諮問委員会は、独立社外取締役の全員と取締役会において選定した取締役で構成し、委員3名以上で構成するものとしております。当該事業年度においては独立社外取締役3名と取締役会で選定した取締役2名の計5名で構成し、社外取締役を議長としております。
- 報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、または委員会自らの起案により、次の事項について審議をし、取締役会に対して意見・勧告を行っております。
 - ・ 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容と、これを決議するために必要な方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - ・ その他、業務執行取締役の報酬等に関して必要と認めた事項

ロ 報酬諮問委員会の活動状況

- 報酬諮問委員会は、業務執行取締役の個人別の基本報酬に関する勧告の他、役員報酬の体系に関する事項、役員賞与の支給に関する事項、業績連動型株式報酬制度の運営に関する事項に対する確認・勧告を行っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	188	139	8	40	5
監査役 (社外監査役を除く。)	15	15	—	—	1
社外役員	29	29	—	—	7

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上関係する会社や金融機関のほか、友好関係を保持できる会社と、円滑かつ密接な関係を保持することにより、当社における企業価値の維持・向上に資すると判断される場合に限り、政策保有株式を保有いたします。政策保有株式については、個々の銘柄において評価損益、配当利回り、財務状況等、保有の経済合理性を検証するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	105
非上場株式以外の株式	11	4,092

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

八 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
前澤化成工業(株)	879,100	879,100	創業者を同一とする企業であり、友好関係を保持するほか、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	1,677	1,632		
前澤給装工業(株)	1,248,600	1,248,600	創業者を同一とする企業であり、友好関係を保持するほか、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	1,558	1,691		
三井住友トラストグループ(株)	96,000	96,000	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有 (注)2
	376	349		
(株)みずほフィナンシャルグループ	41,034	41,034	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有 (注)3
	164	131		
月島ホールディングス(株)	50,000	50,000	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	101	70		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	39,680	39,680	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	無
	80	65		
西部電機(株)	23,200	23,200	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	44	45		
(株)植木組	21,400	21,400	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	41	35		
(株)りそなホールディングス	26,600	26,600	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	無
	34	28		
日本ギア工業(株)	20,000	20,000	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	有
	10	11		
(株)NJS	800	800	取引関係の維持・強化を目的として保有しております。(注)1	無
	4	2		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

2 同社グループ会社の三井住友信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

3 同社グループ会社の(株)みずほ銀行及びみずほ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)及び事業年度(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、S K東京監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報等を得ております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和 6 年 5 月31日)		当連結会計年度 (令和 7 年 5 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		10,496		10,342
受取手形、売掛金及び契約資産	5	5,716	1, 5	4,277
電子記録債権		6,276	1	5,192
有価証券		-		2,995
商品及び製品		2,845		2,916
仕掛品	4	1,967	4	2,483
原材料及び貯蔵品		1,280		1,454
前払費用		63		64
その他		698		180
貸倒引当金		3		2
流動資産合計		29,341		29,903
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物		7,988		7,927
減価償却累計額		6,141		6,099
建物及び構築物（純額）	3	1,846	3	1,828
機械装置及び運搬具		2,886		3,051
減価償却累計額		1,801		1,972
機械装置及び運搬具（純額）		1,085		1,079
工具、器具及び備品		2,200		2,416
減価償却累計額		1,660		1,700
工具、器具及び備品（純額）		540		715
土地	3	3,570	3	3,566
建設仮勘定		32		598
有形固定資産合計		7,076		7,788
無形固定資産		249		471
投資その他の資産				
投資有価証券	3	4,171	3	4,198
長期貸付金		10		9
長期前払費用		32		25
繰延税金資産		48		49
その他	2, 3	221	2, 3	221
貸倒引当金		6		6
投資その他の資産合計		4,478		4,497
固定資産合計		11,804		12,757
資産合計		41,146		42,661

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,362	1,388
電子記録債務	1,441	1,315
1年内償還予定の社債	60	-
1年内返済予定の長期借入金	3 866	3 680
リース債務	9	55
未払金	1,129	1,496
未払賞与	1,050	1,158
未払法人税等	643	1,045
契約負債	2,600	2,537
役員賞与引当金	27	16
工事損失引当金	4 10	4 19
完成工事補償引当金	44	54
その他	835	404
流動負債合計	11,080	10,171
固定負債		
長期借入金	3 1,303	3 1,503
リース債務	19	184
繰延税金負債	215	243
完成工事補償引当金	51	30
役員株式給付引当金	187	255
従業員株式給付引当金	-	16
退職給付に係る負債	387	332
長期未払金	4	4
固定負債合計	2,169	2,570
負債合計	13,250	12,742
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,233	5,233
資本剰余金	4,794	4,794
利益剰余金	17,686	20,017
自己株式	1,427	1,745
株主資本合計	26,287	28,300
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	1,608	1,619
その他の包括利益累計額合計	1,608	1,619
純資産合計	27,895	29,919
負債純資産合計	41,146	42,661

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)		当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	
売上高	1	36,511	1	37,499
売上原価	2, 3	25,434	2, 3	26,234
売上総利益		11,077		11,265
販売費及び一般管理費	4, 5	6,201	4, 5	6,611
営業利益		4,875		4,654
営業外収益				
受取利息		0		2
受取配当金		110		127
助成金収入		5		-
業務受託料		3		4
その他		19		12
営業外収益合計		140		147
営業外費用				
支払利息		17		27
売上割引		3		3
その他		1		1
営業外費用合計		23		32
経常利益		4,993		4,768
特別利益				
固定資産売却益	6	10	6	0
特別利益合計		10		0
特別損失				
固定資産除却損	7	34	7	182
固定資産売却損	8	0	8	4
減損損失	9	9		-
特別損失合計		43		186
税金等調整前当期純利益		4,960		4,582
法人税、住民税及び事業税		1,250		1,492
法人税等調整額		178		12
法人税等合計		1,428		1,504
当期純利益		3,531		3,077
親会社株主に帰属する当期純利益		3,531		3,077

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
当期純利益	3,531	3,077
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	602	11
その他の包括利益合計	1 602	1 11
包括利益	4,134	3,088
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,134	3,088
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,233	4,801	14,871	1,277	23,629	1,005	1,005	24,635
当期変動額								
剰余金の配当			551		551			551
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,531		3,531			3,531
自己株式の取得				360	360			360
自己株式の処分				37	37			37
自己株式の消却		6	165	172	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						602	602	602
当期変動額合計	-	6	2,814	150	2,657	602	602	3,260
当期末残高	5,233	4,794	17,686	1,427	26,287	1,608	1,608	27,895

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,233	4,794	17,686	1,427	26,287	1,608	1,608	27,895
当期変動額								
剰余金の配当			725		725			725
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,077		3,077			3,077
自己株式の取得				535	535			535
自己株式の処分		109		86	195			195
自己株式の消却		109	21	130	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						11	11	11
当期変動額合計	-	-	2,331	318	2,012	11	11	2,023
当期末残高	5,233	4,794	20,017	1,745	28,300	1,619	1,619	29,919

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,960	4,582
減価償却費	606	679
引当金の増減額（は減少）	12	68
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	401	55
受取利息及び受取配当金	111	129
支払利息	17	27
支払手数料	1	1
為替差損益（は益）	0	0
減損損失	9	-
固定資産売却損益（は益）	10	3
固定資産除却損	34	182
売上債権の増減額（は増加）	1,815	2,524
棚卸資産の増減額（は増加）	628	760
仕入債務の増減額（は減少）	2,964	1,167
契約負債の増減額（は減少）	535	63
未払賞与の増減額（は減少）	186	108
その他の流動資産の増減額（は増加）	234	500
その他の流動負債の増減額（は減少）	327	26
小計	1,781	6,528
利息及び配当金の受取額	111	129
利息の支払額	17	26
法人税等の支払額	1,110	1,084
営業活動によるキャッシュ・フロー	765	5,546
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	2,995
有形固定資産の取得による支出	699	1,164
有形固定資産の除却による支出	12	118
有形固定資産の売却による収入	11	4
無形固定資産の取得による支出	161	291
投資有価証券の取得による支出	100	-
投資有価証券の売却による収入	2	-
貸付金の回収による収入	2	1
その他	129	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	826	4,565

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,400	3,800
短期借入金の返済による支出	2,400	3,800
長期借入れによる収入	800	900
長期借入金の返済による支出	748	886
社債の償還による支出	80	60
支払手数料の支払額	1	1
リース債務の返済による支出	9	20
自己株式の増減額（ は増加）	356	341
配当金の支払額	551	725
財務活動によるキャッシュ・フロー	946	1,135
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,007	153
現金及び現金同等物の期首残高	11,467	10,459
現金及び現金同等物の期末残高	1 10,459	1 10,305

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

(株)前澤エンジニアリングサービス

主要な非連結子会社名

(株)ウォータック北海道

連結の範囲から除いた理由

同社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ウォータック北海道

PFI大久保テクノリソース(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

其他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産

主に、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物...旧定率法及び旧定額法

その他...旧定率法

(平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

環境事業及びメンテナンス事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。メンテナンス事業は、上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等に関する事業を行っております。

これらの事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合(インプット法)に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進

捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 31項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

(一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識)

当連結会計年度計上額

前連結会計年度

(百万円)

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等の売上高	—	9,040	4,557	13,598

当連結会計年度

(百万円)

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等の売上高	—	11,021	4,926	15,948

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約等における収益認識は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。

工事原価総額は、予期しない受注後の仕様変更、工期遅延、資材価格・工事費等の変動により、当初の見積りから変動することがあり、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(棚卸資産の評価)

当連結会計年度計上額

前連結会計年度

(百万円)

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
商品及び製品	2,845	0	—	2,845
仕掛品 (うち未成工事支出金)	1,534 (—)	319 (319)	114 (114)	1,967 (433)
原材料及び貯蔵品	972	303	5	1,280
合計	5,351	622	119	6,094

当連結会計年度

(百万円)

	パルプ事業	環境事業	メンテナンス事業	合計
商品及び製品	2,916	0	—	2,916
仕掛品 (うち未成工事支出金)	1,869 (—)	388 (388)	225 (225)	2,483 (614)
原材料及び貯蔵品	1,176	262	16	1,454
合計	5,961	651	241	6,854

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価は、未成工事支出金を除き、主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

当連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価しており、正味売却価額につきましては、受注金額、出荷実績による販売価額をもとに算定しております。また、営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産については、一定の率により帳簿価額を切り下げる方法によっております。

正味売却価額の見積り、滞留の可能性の判断等について、状況の変化が生じた場合には、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（退職給付債務の算定）

当連結会計年度計上額

（百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
退職給付に係る負債	387	332

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

当社及び連結子会社は、使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付に係る負債及び退職給付費用に影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- 等

概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

適用予定日

2028年5月期の期首から適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、令和2年8月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、令和2年10月26日より、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員ならびに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社および当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ264百万円、426,124株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、令和6年7月11日開催の取締役会決議に基づき、令和6年10月31日より、対象役員と従業員が一丸となって株主の皆様と同じ目線に立ち、企業の持続的な成長に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要

本制度は、一定の要件を満たした当社および子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して、当社および子会社が定めた「従業員株式給付規程」に基づき、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社および子会社は、従業員に対し職位および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ73百万円、61,392株であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 期末日満期手形、電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形、電子記録債権を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
受取手形	- 百万円	76百万円
電子記録債権	- 百万円	211百万円

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資その他の資産

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
その他(関係会社株式)	34百万円	34百万円

- 3 担保資産及び担保付債務

(1)担保提供資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保提供資産

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
建物及び構築物	1,824百万円	1,808百万円
土地	3,568百万円	3,566百万円
投資有価証券	1,252百万円	1,233百万円
合計	6,645百万円	6,608百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	580百万円	360百万円
長期借入金	910百万円	1,230百万円
合計	1,490百万円	1,590百万円

(2)上記のほか、下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
その他(関係会社株式)	1百万円	1百万円

- 4 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。工事損失引当金に対応する仕掛品の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
仕掛品	7百万円	19百万円

- 5 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
売上原価	37百万円	44百万円

3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
	8百万円	22百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
運賃梱包費	452百万円	441百万円
従業員給与手当	2,448百万円	2,578百万円
役員株式給付引当金繰入額	81百万円	73百万円
従業員株式給付引当金繰入額	- 百万円	9百万円
退職給付費用	35百万円	112百万円
研究開発費	436百万円	423百万円

5 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
	436百万円	423百万円

6 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
機械装置及び運搬具	9百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0百万円	- 百万円
土地	- 百万円	0百万円
合計	10百万円	0百万円

7 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
建物及び構築物	5百万円	24百万円
機械装置及び運搬具	8百万円	27百万円
工具、器具及び備品	3百万円	10百万円
無形固定資産	1百万円	- 百万円
固定資産撤去費用	14百万円	119百万円
合計	34百万円	182百万円

8 固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	- 百万円	4百万円
合計	0百万円	4百万円

9 減損損失

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
栃木県那須町	遊休資産	土地

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基準として、資産のグルーピングを行っております。また、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が把握できるものについては、その最小の単位でグルーピングを行っております。

時価が下落している遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9百万円）として計上しております。なお、当資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定しております。

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	840百万円	26百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	840百万円	26百万円
税効果額	237百万円	15百万円
その他有価証券評価差額金	602百万円	11百万円
その他の包括利益合計	602百万円	11百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,425,548	-	385,300	21,040,248

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

令和5年7月14日の取締役会決議による自己株式の消却 385,300株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,280,560	385,500	470,675	3,195,385

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には「株式給付信託(BBT)」が所有する当社株式331,825株を含めております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

令和5年7月14日の取締役会決議による自己株式の取得 385,300株

単元未満株式の買取による増加 200株

減少数の内訳は、次の通りであります。

令和5年7月14日の取締役会決議による自己株式の消却 385,300株

「株式給付信託(BBT)」による退任役員への給付による減少 85,375株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年8月30日 定時株主総会	普通株式	296	16.00	令和5年5月31日	令和5年8月31日
令和6年1月12日 取締役会	普通株式	254	14.00	令和5年11月30日	令和6年2月14日

(注) 1 令和5年8月30日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2 令和6年1月12日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年8月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	399	22.00	令和6年5月31日	令和6年8月30日

(注) 令和6年8月29日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,040,248	-	250,000	20,790,248

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

令和6年8月29日の取締役会決議による自己株式の消却 250,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,195,385	411,619	417,291	3,189,713

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式487,516株を含めております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の取得 250,000株
 単元未満株式の買取 128株
 株式給付信託(BBT、J-ESOP)の自己株式の取得 161,491株

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却 250,000株
 株式給付信託(BBT、J-ESOP)への抛却 161,491株
 役員退任による株式給付信託の給付 5,800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年8月29日 定時株主総会	普通株式	399	22.00	令和6年5月31日	令和6年8月30日
令和7年1月10日 取締役会	普通株式	325	18.00	令和6年11月30日	令和7年2月14日

(注) 1 令和6年8月29日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2 令和7年1月10日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和7年8月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	542	30.00	令和7年5月31日	令和7年8月29日

(注) 令和7年8月28日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
現金及び預金勘定	10,496百万円	10,342百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	36百万円	36百万円
現金及び現金同等物	10,459百万円	10,305百万円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産の額	3百万円	210百万円
ファイナンス・リース取引に係る 債務の額	3百万円	231百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、パソコン(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、生産設備(建物及び構築物、機械装置及び運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

2. オペレーティング・リース取引に係る注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
1年内	1百万円	1百万円
1年超	1百万円	0百万円
合計	2百万円	1百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、コマーシャル・ペーパー及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金 は主に営業取引に係る資金調達であり、固定金利で調達しております。

これら営業債務、短期借入金及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

前連結会計年度(令和6年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,065	4,065	—
資産計	4,065	4,065	—
(1) 長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	2,170	2,160	10
負債計	2,170	2,160	10

当連結会計年度(令和7年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,092	4,092	—
資産計	4,092	4,092	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	2,183	2,176	7
負債計	2,183	2,176	7

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券（コマーシャル・ペーパー）」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
関係会社株式	34	34
非上場株式	105	105
合計	140	140

(注3) 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和6年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,496	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,119	—	—	—
電子記録債権	6,276	—	—	—
合計	19,892	—	—	—

当連結会計年度(令和7年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,342	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,595	—	—	—
電子記録債権	5,192	—	—	—
有価証券	2,995	—	—	—
合計	21,125	—	—	—

(注4)社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和6年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	60	—	—	—	—	—
長期借入金	866	566	566	125	45	—
リース債務	9	9	6	3	0	—
合計	935	575	573	128	45	—

当連結会計年度(令和7年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	—	—	—	—
長期借入金	680	680	638	125	60	—
リース債務	55	52	50	46	34	—
合計	735	733	688	171	94	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(令和6年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,065	—	—	4,065
資産計	4,065	—	—	4,065

当連結会計年度(令和 7 年 5 月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,092	—	—	4,092
資産計	4,092	—	—	4,092

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(令和 6 年 5 月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含 む)	—	2,160	—	2,160
負債計	—	2,160	—	2,160

当連結会計年度(令和 7 年 5 月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含 む)	—	2,176	—	2,176
負債計	—	2,176	—	2,176

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和6年5月31日)

種別	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	4,065	1,821	2,244
小計	4,065	1,821	2,244
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	4,065	1,821	2,244

(注) 市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額105百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(令和7年5月31日)

種別	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	4,092	1,821	2,270
小計	4,092	1,821	2,270
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	4,092	1,821	2,270

(注) 市場価格のない非上場株式(連結貸借対照表計上額105百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	2	—	—

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
退職給付債務の期首残高	4,534百万円	4,333百万円
勤務費用	239百万円	228百万円
利息費用	18百万円	43百万円
数理計算上の差異の発生額	221百万円	155百万円
退職給付の支払額	236百万円	98百万円
退職給付債務の期末残高	4,333百万円	4,351百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
年金資産の期首残高	3,745百万円	3,946百万円
期待運用収益	7百万円	78百万円
数理計算上の差異の発生額	218百万円	124百万円
事業主からの拠出額	212百万円	217百万円
退職給付の支払額	236百万円	98百万円
年金資産の期末残高	3,946百万円	4,019百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,333百万円	4,351百万円
年金資産	3,946百万円	4,019百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	387百万円	332百万円
退職給付に係る負債	387百万円	332百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	387百万円	332百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
勤務費用	239百万円	228百万円
利息費用	18百万円	43百万円
期待運用収益	7百万円	78百万円
数理計算上の差異の費用処理額	439百万円	30百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	189百万円	162百万円

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
債券	53.0%	57.1%
株式	21.9%	21.0%
現金及び預金	9.6%	6.3%
生命保険一般勘定	11.5%	11.8%
その他	4.0%	3.8%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
割引率	1.0%	1.5%
長期期待運用収益率	0.19%	2.00%
予想昇給率	5.3%	5.2%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度105百万円、当連結会計年度108百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	82百万円	79百万円
未払社会保険料	48百万円	53百万円
未払賞与	46百万円	48百万円
未払金	2百万円	2百万円
貸倒引当金繰入超過額	3百万円	2百万円
工事損失引当金	3百万円	5百万円
完成工事補償引当金	29百万円	26百万円
棚卸資産評価減	108百万円	122百万円
減価償却費	49百万円	30百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	153百万円	157百万円
退職給付に係る負債	124百万円	110百万円
従業員株式給付引当金(J-ESOP)	—百万円	5百万円
固定資産減損損失	30百万円	18百万円
その他	33百万円	34百万円
繰延税金資産小計	716百万円	697百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	185百万円	177百万円
評価性引当額	185百万円	177百万円
繰延税金資産合計	531百万円	520百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	636百万円	651百万円
固定資産圧縮積立金	60百万円	62百万円
繰延税金負債合計	697百万円	713百万円
繰延税金資産(負債)の純額	166百万円	193百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 "	0.5 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3 "	0.4 "
住民税均等割等	0.6 "	0.7 "
税額控除	4.6 "	2.5 "
評価性引当額の増減	0.4 "	0.3 "
連結子会社との税率差異	1.9 "	2.5 "
その他	0.7 "	1.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8%	32.8%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更して計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債の金額は15百万円増加し、法人税等調整額が2百万円、その他有価証券評価差額金が18百万円、固定資産圧縮積立金が1百万円それぞれ減少しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、不動産賃貸借契約に基づき事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来において移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首 (令和5年6月1日)	当連結会計年度末 (令和6年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	1,003	786
売掛金	2,652	2,332
契約資産	1,674	2,596
契約負債	2,065	2,600

契約資産は主に、工事契約において認識した収益のうち、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識したものであり、未請求のものであります。契約資産は、工事等が完了し、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。また、契約負債がある場合は相殺されます。

契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度の期首における契約負債残高の多くは、当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は28,912百万円であり、その多くは概ね1～3年以内に収益として認識されると見込まれます。

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首 (令和6年6月1日)	当連結会計年度末 (令和7年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	786	654
売掛金	2,332	1,940
契約資産	2,596	1,681
契約負債	2,600	2,537

契約資産は主に、工事契約において認識した収益のうち、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識したものであり、未請求のものであります。契約資産は、工事等が完了し、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。また、契約負債がある場合は相殺されます。

契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度の期首における契約負債残高の多くは、当連結会計年度に収益として認識されております。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、32,097百万円であり、その多くは概ね1～3年以内に収益として認識されると見込まれます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開しております。また、連結子会社は、各事業部門と連携しながら独立した経営単位として、取り扱う製品・サービスについて事業展開しております。

したがって、当社グループは、当社及び連結子会社における製品・サービス別セグメントから構成されており、「環境事業」、「パルプ事業」、「メンテナンス事業」の3つを報告セグメントとしております。

「環境事業」は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。「パルプ事業」は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。「メンテナンス事業」は、上下水道用水処理機械設備・機器の修繕・据付工事・維持管理等に関する事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	環境事業	パルプ 事業	メンテナ ンス事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	3,448	12,329	6,955	22,734	-	22,734
一定の期間にわたり移転 される財	9,152	-	4,625	13,777	-	13,777
顧客との契約から生じる 収益	12,600	12,329	11,581	36,511	-	36,511
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	12,600	12,329	11,581	36,511	-	36,511
セグメント間の内部売上高 又は振替高	524	1,046	45	1,616	1,616	-
計	13,125	13,376	11,626	38,128	1,616	36,511
セグメント利益	428	1,879	2,434	4,742	133	4,875
セグメント資産	4,350	11,480	860	16,691	24,454	41,146
その他の項目						
減価償却費	108	486	10	606	-	606
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	40	421	10	472	115	587

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額133百万円には、セグメント間取引消去2百万円、全社収益130百万円が含まれております。全社収益はグループ子会社からの受取技術料等であります。
- (2) セグメント資産の調整額24,454百万円には、セグメント間取引消去 1,035百万円、及び各報告セグメントに配分していない全社資産25,489百万円が含まれております。全社資産は、主に現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。
- (3) 全社資産は事業セグメントに配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額115百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(注) 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	環境事業	パルプ 事業	メンテナ ンス事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	2,586	11,214	7,582	21,382	-	21,382
一定の期間にわたり移転 される財	11,132	-	4,984	16,117	-	16,117
顧客との契約から生じる 収益	13,719	11,214	12,566	37,499	-	37,499
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	13,719	11,214	12,566	37,499	-	37,499
セグメント間の内部売上高 又は振替高	305	1,502	28	1,836	1,836	-
計	14,024	12,716	12,594	39,335	1,836	37,499
セグメント利益	575	977	2,972	4,524	129	4,654
セグメント資産	2,869	13,324	661	16,855	25,806	42,661
その他の項目						
減価償却費	127	542	10	679	-	679
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	47	1,050	8	1,106	578	1,684

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- セグメント利益の調整額129百万円には、セグメント間取引消去 11百万円、全社収益140百万円が含まれております。全社収益はグループ子会社からの受取技術料等であります。
- セグメント資産の調整額25,806百万円には、セグメント間取引消去 1,036百万円、及び各報告セグメントに配分していない全社資産26,843百万円が含まれております。全社資産は、主に現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。
- 全社資産は事業セグメントに配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。
- 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額578百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(注) 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	環境事業	パルプ事業	メンテナンス事業	合計
外部顧客への売上高	12,600	12,329	11,581	36,511

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	環境事業	パルプ事業	メンテナンス事業	合計
外部顧客への売上高	13,719	11,214	12,566	37,499

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

(単位：百万円)

	環境事業	パルプ事業	メンテナンス事業	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	9	9

(注)「全社・消去」の区分に記載している9百万円は、各報告セグメントに配分していない遊休資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)		当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	
1株当たり純資産額	1,563.25円	1株当たり純資産額	1,699.94円
1株当たり当期純利益	196.65円	1株当たり当期純利益	174.43円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(前連結会計年度331,825株、当連結会計年度487,516株)
また、1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前連結会計年度362,921株、当連結会計年度421,322株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	27,895	29,919
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	27,895	29,919
1株当たり純資産額の算定に用い られた期末の普通株式の数(千株)	17,844	17,600

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,531	3,077
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,531	3,077
普通株式の期中平均株式数 (千株)	17,958	17,646

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
前澤工業㈱	第4回無担保社債	令和2年 3月31日	60	—	0.110	無担保社債	令和7年 3月31日
合計	—	—	60	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	866	680	0.798	—
1年以内に返済予定のリース債務	9	55	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,303	1,503	1.103	令和9年1月4日～ 令和12年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	19	184	—	令和8年7月31日～ 令和12年2月4日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,199	2,423	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務の平均利率については、支払利子込み法を採用しているため記載を省略しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	680	638	125	60
リース債務	52	50	46	34

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計年度	当連結会計年度
売上高 (百万円)	13,982	37,499
税金等調整前 中間 (当期) 純利益 (百万円)	514	4,582
親会社株主に帰属する 中間 (当期) 純利益 (百万円)	334	3,077
1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	18.93	174.43

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,920	5,095
受取手形	665	1 344
電子記録債権	5,639	1 4,695
売掛金	2 2,921	2 2,728
契約資産	2,333	1,540
有価証券	-	2,995
商品及び製品	2,845	2,916
仕掛品	1,853	2,257
原材料及び貯蔵品	1,275	1,438
前払費用	46	47
その他	2 806	2 230
貸倒引当金	3	2
流動資産合計	24,304	24,288
固定資産		
有形固定資産		
建物	3 1,638	3 1,628
構築物	3 201	3 193
機械及び装置	1,030	1,039
車両運搬具	54	39
工具、器具及び備品	528	702
土地	3 3,570	3 3,566
建設仮勘定	32	598
有形固定資産合計	7,056	7,770
無形固定資産		
ソフトウェア	30	333
ソフトウェア仮勘定	210	128
その他	7	6
無形固定資産合計	247	469
投資その他の資産		
投資有価証券	3 4,171	3 4,198
関係会社株式	3 114	3 114
関係会社貸付金	2 10	2 9
長期前払費用	22	16
その他	156	155
貸倒引当金	6	6
投資その他の資産合計	4,469	4,488
固定資産合計	11,773	12,728
資産合計	36,077	37,016

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年5月31日)		当事業年度 (令和7年5月31日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形		8		2
買掛金	2	2,033	2	1,097
電子記録債務		1,060		1,008
1年内償還予定の社債		60		-
1年内返済予定の長期借入金	3	680	3	460
リース債務		7		53
未払金	2	1,052	2	1,390
未払賞与		758		837
未払法人税等		222		399
契約負債		1,979		1,713
預り金		807		372
役員賞与引当金		19		8
工事損失引当金		10		17
完成工事補償引当金		44		54
その他		15		2
流動負債合計		8,758		7,418
固定負債				
長期借入金	3	1,010	3	1,330
リース債務		13		180
繰延税金負債		321		355
完成工事補償引当金		51		30
役員株式給付引当金		146		202
従業員株式給付引当金		-		13
退職給付引当金		197		155
長期未払金		4		4
固定負債合計		1,745		2,272
負債合計		10,504		9,691
純資産の部				
株主資本				
資本金		5,233		5,233
資本剰余金				
資本準備金		4,794		4,794
資本剰余金合計		4,794		4,794
利益剰余金				
利益準備金		561		561
その他利益剰余金				
固定資産圧縮積立金		139		136
別途積立金		2,300		2,300
繰越利益剰余金		12,362		14,425
利益剰余金合計		15,363		17,423
自己株式		1,427		1,745
株主資本合計		23,965		25,706

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和 6 年 5 月31日)	当事業年度 (令和 7 年 5 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,608	1,619
評価・換算差額等合計	1,608	1,619
純資産合計	25,573	27,325
負債純資産合計	36,077	37,016

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
売上高	2 26,501	2 26,741
売上原価	2 19,398	2 20,015
売上総利益	7,102	6,725
販売費及び一般管理費	1, 2 4,795	1, 2 5,172
営業利益	2,307	1,552
営業外収益		
受取利息	2 0	2 1
受取配当金	2 1,414	2 1,783
受取技術料	2 98	2 108
助成金収入	5	-
その他	2 49	2 46
営業外収益合計	1,569	1,940
営業外費用		
支払利息	13	20
売上割引	3	3
その他	1	1
営業外費用合計	19	25
経常利益	3,858	3,467
特別利益		
固定資産売却益	10	0
特別利益合計	10	0
特別損失		
固定資産除却損	33	181
固定資産売却損	0	4
減損損失	3 9	-
特別損失合計	42	186
税引前当期純利益	3,825	3,281
法人税、住民税及び事業税	490	457
法人税等調整額	159	17
法人税等合計	650	475
当期純利益	3,175	2,806

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,233	4,794	6	4,801	561	141	2,300	9,902	12,905
当期変動額									
剰余金の配当								551	551
当期純利益								3,175	3,175
固定資産圧縮積立金の 取崩						1		1	-
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却			6	6				165	165
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	6	6	-	1	-	2,460	2,458
当期末残高	5,233	4,794	-	4,794	561	139	2,300	12,362	15,363

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,277	21,663	1,005	1,005	22,668
当期変動額					
剰余金の配当		551			551
当期純利益		3,175			3,175
固定資産圧縮積立金の 取崩		-			-
自己株式の取得	360	360			360
自己株式の処分	37	37			37
自己株式の消却	172	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			602	602	602
当期変動額合計	150	2,301	602	602	2,904
当期末残高	1,427	23,965	1,608	1,608	25,573

当事業年度(自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 5 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,233	4,794	-	4,794	561	139	2,300	12,362	15,363
当期変動額									
剰余金の配当								725	725
当期純利益								2,806	2,806
固定資産圧縮積立金の取崩						3		3	-
自己株式の取得									
自己株式の処分			109	109					
自己株式の消却			109	109				21	21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3	-	2,063	2,059
当期末残高	5,233	4,794	-	4,794	561	136	2,300	14,425	17,423

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,427	23,965	1,608	1,608	25,573
当期変動額					
剰余金の配当		725			725
当期純利益		2,806			2,806
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	535	535			535
自己株式の処分	86	195			195
自己株式の消却	130	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			11	11	11
当期変動額合計	318	1,741	11	11	1,752
当期末残高	1,745	25,706	1,619	1,619	27,325

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主に、先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、未成工事支出金については個別法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

旧定率法及び旧定額法によっております。

建物...旧定率法及び旧定額法

その他...旧定率法

(平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～18年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)及び長期前払費用

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事等に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生した事業年度に一括費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる売上高

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 環境事業における工事契約等

環境事業は、上下水道用水処理機械設備、産業用水処理機械設備、有機性廃棄物資源化設備等に関する事業を行っております。環境事業における工事請負契約等で、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配するものは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主として、各報告期間の期末日までの発生原価が、工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) バルブ事業における物品販売契約等

バルブ事業は、上下水道用弁・栓・門扉等に関する事業を行っております。

物品販売契約であり、製品に対する支配を顧客に移転し、履行義務を充足するのは、製品の引渡時点であると判断し、さらに、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が基本的には通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

ただし、契約に複数の製品が含まれる物品販売取引のうち完納を履行義務とする取引については、当該契約に含まれるすべての製品の引き渡し完了した時点で収益を認識しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式給付信託（BBT）

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）および取締役を兼務しない執行役員に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の財務諸表への影響はありません。

（重要な会計上の見積り）

（一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識）

当事業年度計上額

（百万円）

	前事業年度	当事業年度
売上高	9,040	11,021

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

（棚卸資産の評価）

当事業年度計上額

（百万円）

	前事業年度	当事業年度
商品及び製品	2,845	2,916
仕掛品	1,853	2,257
原材料及び貯蔵品	1,275	1,438

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

(退職給付債務の算定)

当事業年度計上額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
退職給付引当金	197	155

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

- 期末日満期手形、電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形、電子記録債権を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (令和6年5月31日)	当連結会計年度 (令和7年5月31日)
受取手形	- 百万円	45百万円
電子記録債権	- 百万円	204百万円

2 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
短期金銭債権	1,193百万円	1,191百万円
短期金銭債務	2百万円	2百万円
長期金銭債権	10百万円	9百万円

3 担保資産及び担保付債務

(1)担保提供資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保提供資産

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
建物	1,623百万円	1,614百万円
構築物	201百万円	193百万円
土地	3,568百万円	3,566百万円
投資有価証券	1,252百万円	1,233百万円
合計	6,645百万円	6,608百万円

担保付債務

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	580百万円	360百万円
長期借入金	910百万円	1,230百万円
合計	1,490百万円	1,590百万円

(2)上記のほか、下記の資産をPFI事業を営む当社出資会社の借入金の担保に供しております。

投資その他の資産

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
関係会社株式	1百万円	1百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費5,172百万円のうち販売費に属する費用のおおよその割合は60%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は40%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
運賃梱包費	452百万円	441百万円
従業員給料手当	1,802百万円	1,891百万円
役員株式給付引当金繰入額	64百万円	56百万円
従業員株式給付引当金繰入額	- 百万円	7百万円
退職給付費用	35百万円	89百万円
減価償却費	97百万円	123百万円
研究開発費	435百万円	422百万円

- 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)	当事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)
営業取引	1,580百万円	1,799百万円
営業取引以外の取引	1,439百万円	1,801百万円

- 3 減損損失

前事業年度(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
栃木県那須町	遊休資産	土地

当社は、原則として事業用資産については事業部門を基準として、資産のグルーピングを行っております。また、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が把握できるものについては、その最小の単位でグルーピングを行っております。

時価が下落している遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9百万円）として計上しております。なお、当資産の回収可能価額については正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定しております。

当事業年度(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(令和6年5月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	100
関連会社株式	14
計	114

当事業年度(令和7年5月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載して
おりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	100
関連会社株式	14
計	114

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	38百万円	24百万円
未払社会保険料	33百万円	36百万円
未払賞与	32百万円	33百万円
未払金	2百万円	2百万円
貸倒引当金繰入額	2百万円	2百万円
工事損失引当金	3百万円	5百万円
完成工事補償引当金	29百万円	26百万円
棚卸資産評価減	108百万円	122百万円
減価償却費	49百万円	30百万円
その他有価証券、ゴルフ会員権減損額	153百万円	157百万円
退職給付引当金	59百万円	48百万円
従業員株式給付引当金(J-ESOP)	—百万円	4百万円
固定資産減損損失	30百万円	18百万円
その他	17百万円	22百万円
繰延税金資産小計	560百万円	536百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	185百万円	177百万円
評価性引当額小計	185百万円	177百万円
繰延税金資産合計	375百万円	358百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	636百万円	651百万円
固定資産圧縮積立金	60百万円	62百万円
繰延税金負債合計	697百万円	713百万円
繰延税金資産(負債)の純額	321百万円	355百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年5月31日)	当事業年度 (令和7年5月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 "	0.5 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	10.7 "	15.9 "
住民税均等割等	0.7 "	0.9 "
税額控除	3.3 "	2.8 "
評価性引当額の増減	0.5 "	0.4 "
その他	0.1 "	1.8 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%	14.5%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額は17百万円増加し、法人税等調整額が1百万円、その他有価証券評価差額金が18百万円、固定資産圧縮積立金が1百万円それぞれ減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,638	143	24	128	1,628	4,810
	構築物	201	9	0	16	193	1,279
	機械及び装置	1,030	224	27	187	1,039	1,839
	車両運搬具	54	6	0	21	39	132
	工具、器具及び備品	528	434	21	239	702	1,666
	土地	3,570	—	4	—	3,566	—
	建設仮勘定	32	594	28	—	598	—
	計	7,056	1,413	106	593	7,770	9,728
無形固定資産	ソフトウェア	30	369	—	65	333	96
	ソフトウェア仮勘定	210	11	92	—	128	—
	その他	7	—	—	0	6	1
	計	247	380	92	66	469	98

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次の通りであります。
 建設仮勘定 埼玉製造所2号棟更新 577百万円
 工具、器具及び備品 木型・金型の更新 147百万円
 ソフトウェア 基幹システムマイグレーション 360百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	9	—	1	8
役員賞与引当金	19	8	19	8
工事損失引当金	10	20	13	17
完成工事補償引当金	96	18	29	84
役員株式給付引当金	146	56	—	202
従業員株式給付引当金	—	13	—	13

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6 月 1 日から 5 月31日まで
定時株主総会	8 月中
基準日	5 月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行。公告掲載URL https://www.maezawa.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に挙げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利

会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第78期(自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日)令和6年8月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和6年8月29日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第79期中(自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)令和7年1月14日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

株式給付信託（BBT）への追加拠出および株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分
令和6年10月15日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議事項の決議）に基づく臨時報告書
令和6年9月5日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 令和6年8月1日 至 令和6年8月31日）令和6年9月2日関東財務局長に提出

報告期間（自 令和6年9月1日 至 令和6年9月30日）令和6年10月4日関東財務局長に提出

報告期間（自 令和6年10月1日 至 令和6年10月31日）令和6年11月1日関東財務局長に提出

報告期間（自 令和6年11月1日 至 令和6年11月30日）令和6年12月3日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和7年8月22日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号
PMO日本橋三越前9階

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 部 安 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 圭 介

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社の令和7年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に関する収益認識	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
環境事業セグメント及びメンテナンス事業セグメントにおいては、多数の工事契約を締結している。 連結財務諸表【注記事項】4 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準及び、（重要な会計上の見積り）（一定の期間にわたり履行義務を充足する収益認識）に記載のとおり、会社は、工事契約に関して、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合には、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識している。 履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、発生原価が工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行われている。 工事原価総額は、経営者の判断により重要な影響を受けること、予期しない受注後の仕様変更、工期遅延、資材価格・工事費等の変動により、当初の見積りから変動することがあるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	環境事業セグメント及びメンテナンス事業セグメントの収益認識に関する進捗度の測定に影響を及ぼす工事原価総額の見積りと実際発生原価に関連して、当監査法人が実施した主要な監査手続は次のとおりである。 ・以下のプロセスの内部統制の整備状況及び運用状況評価手続を行った。 ・材料費及び外注工事費計上プロセス ・管理費配分プロセス ・工番別原価投入プロセス ・実行予算変更プロセス ・一部の工事契約について現場視察を実施し、工事進捗度の妥当性を検討した。 ・連結会計年度末時点で発生している原価のサンプルについて、実行予算の内訳書を入手し、証憑書類等の裏付けにより、期間帰属及び工番別帰属の適切性を検討した。 ・実行予算のサンプルについて、実行予算の内訳書を入手し、発注書、契約書等の証憑書類の裏付け、工事担当者への質問等により、その妥当性を検討した。 ・当連結会計年度に完成した工事契約のサンプルについて、実行予算と実際発生原価の比較を実施し、差異原因の分析を実施した。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、連結会計年度末時点においてバルブ事業セグメントの棚卸資産を5,961百万円計上しており総資産の14.0%を占めている。棚卸資産の評価基準は、連結財務諸表【注記事項】4 会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法及び、（重要な会計上の見積り）（棚卸資産の評価）に記載のとおり、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっている。 ・未成工事支出金を除き、当連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって評価する。正味売却価額については、受注金額、出荷実績による販売価額をもとに算定される。 ・営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産については、一定の率により帳簿価額を切り下げる方法にて評価する。 棚卸資産の評価は、正味売却価額の見積り、滞留の可能性の判断等、経営者の判断により重要な影響を受けるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	バルブ事業セグメントの棚卸資産の評価に関連して、当監査法人が実施した主要な監査手続は次のとおりである。 ・当連結会計年度に実施された埼玉製造所の実地棚卸について立会を実施し、棚卸資産の実在性及び状態について検証した。 ・連結会計年度末時点の棚卸資産の評価の一覧を入手して、網羅的に棚卸資産の評価が実施されていることを確認した。 ・棚卸資産の評価額の妥当性を検証するため、正味売却価額と取得原価との比較を実施した。また、正味売却価額が会社方針に従った方法で算定されていることを検証するため、受注金額、出荷実績による販売価額を試査により確認した。 ・営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産について、会社方針に従った判定及び評価額が算定されていることを検証した。また、「一定の率」について、過年度及び当連結会計年度の出荷及び処分実績から、その合理性を評価した。 ・部門別・製品グループ別の比較等の分析的手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤工業株式会社の令和7年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、前澤工業株式会社が令和7年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 8 月22日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K 東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 5 号
P M O 日本橋三越前 9 階

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 部 安 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 圭 介

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤工業株式会社の令和6年6月1日から令和7年5月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社の令和7年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に関する収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「工事契約に関する収益認識」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略する。

棚卸資産の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「棚卸資産の評価」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。